

浜松市かわな野外活動センター
危機管理マニュアル



令和8年1月

浜松市学校教育部指導課

< 目 次 >

I 危機管理について

1	目的	1
2	危機管理マニュアルの定義	1
3	防災計画との関連	1
4	組織としての責務	2
5	事前対策	2
6	事故・災害対応	3

II 事故・災害に対する個別の対応について

1	利用者の手続きと事前研修	4
2	想定される危機と対応	
<資料1>	一覧表	5
<資料2-1>	台風	6
<資料2-2>	暴風(台風以外)	7
<資料2-3>	大雨・洪水・土砂災害・大雪・強風・濃霧等	8
<資料2-4>	雷	9
<資料2-5>	地震	10・11
<資料2-6>	火災	12
<資料2-7>	行方不明	13
<資料2-8>	不審者の侵入	14
<資料2-9>	不審物の発見	15
<資料2-10>	けが・熱中症	16
<資料2-11>	病気	17
<資料2-12>	毒ヘビ・スズメバチ・ムカデ	18
<資料2-13>	マダニ・セアカゴケグモ・ヒアリ・アカカミアリ	19
<資料2-14>	イノシシ・サル・シカ	20
<資料2-14②>	クマに関する対策	21～26
<資料2-15>	食中毒(ノロウイルス等)	27
<資料2-16>	食物アレルギー	28
<資料2-17>	感染症(インフルエンザ等)	29
<資料2-18>	野外活動対策(沢登り・アスレチック・ナイトウォーク・ウォークラリー等)	30・31
<資料2-19>	異物混入(食堂食)	32
<資料2-20>	弾道ミサイル等の発射	33・34

III	危機管理対応表	35
-----	---------	----

IV 関係資料

<資料3>	応急処置マニュアル	36・37
<資料4-1>	熱中症の応急処置	38
<資料4-2>	熱中症予防運動指針	39
<資料5>	嘔吐物の処理	40
<資料6-1>	アナフィラキシー発症時の対応のながれ	41
<資料6-2>	アナフィラキシー緊急時対応経過記録票	42
<資料7-1>	沢登り 服装	43
<資料7-2>	沢登り コース危険箇所マップ	44
<資料7-3>	沢登り 緊急対応マップ	45
<資料7-4>	沢登り 緊急搬送マニュアル	46
<資料8>	関係機関一覧	47
<資料9-1>	事故発生状況報告書	48
<資料10-1>	土砂災害警戒区域地図(かわな野外活動センター本館周辺)	49
<資料10-2>	土砂災害警戒区域地図(入所つづら周辺)	50
<資料11>	緊急時の連絡網	51

I 危機管理について

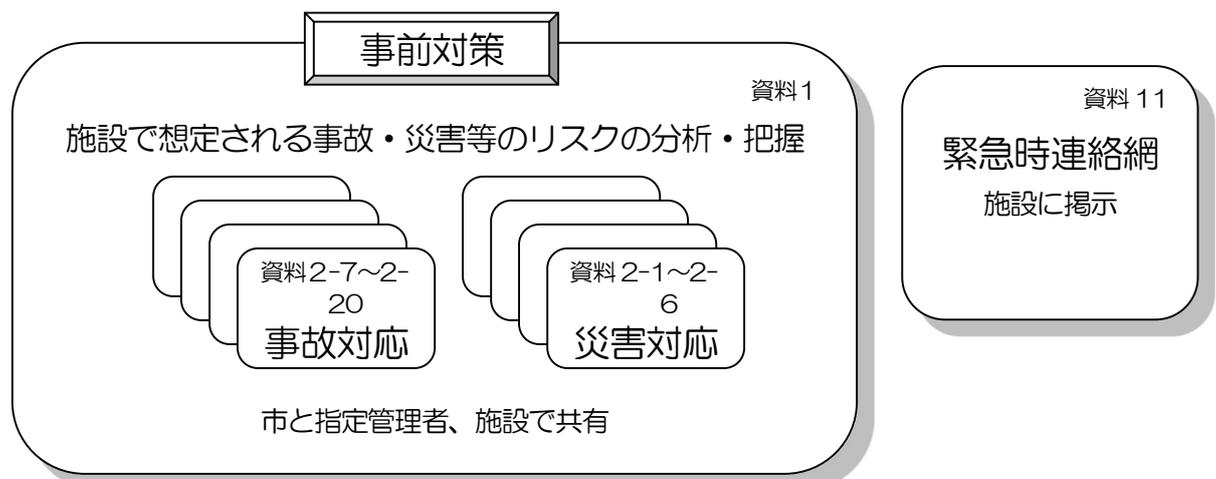
1 目的

この危機管理マニュアルは、浜松市かわな野外活動センター（以下「センター」）を利用する者（以下「利用者」）の危機を未然に防止するとともに、事故・災害等が発生した場合に被害を最小限に止めるために必要な事項を定め、もって利用者の安全・安心を確保することを目的とする。

2 危機管理マニュアルの定義

施設で想定されるリスク（事故・災害等）を未然に防止し、発生した場合に適切に対処するためのマニュアルとする。

危機管理マニュアルは、施設で想定される危機の予知・予防を行う「事前対策」と事故等の発生時における緊急対応を行う「事故対応」、風水害等（大火災、大爆発、大事故等大規模な被害の発生を伴う人為的原因により生ずる被害を含む）、地震における緊急対応を行う「災害対応」の3つを柱とする。



3 防災計画との関連

当該危機管理マニュアルで定める風水害、地震災害、その他の自然現象及び火災、爆発、大規模な事故等の災害にかかる必要な危険管理対策は、「浜松市地域防災計画」に基づいて策定・実施するものとする。

4 組織としての責務

- (1) 危機管理マニュアルは、施設設置者（浜松市学校教育部指導課・以下「市」）が作成し、施設管理受託者である指定管理者（公益財団法人浜松市スポーツ協会・以下「スポーツ協会」）と協議のうえ策定するものである。
- (2) 市及びスポーツ協会は、年1回以上この危機管理マニュアルについて協議し、必要に応じて見直しを行う。
- (3) 市及びスポーツ協会は、「事前対策」を実施し、スポーツ協会職員の安全に対する意識の向上に努めるとともに、施設で想定されるリスクを分析・把握する。
- (4) 市及びスポーツ協会は、事故等の発生時にすばやく適切な「事故対応」ができる体制を構築するとともに、再発防止措置を講じる。
- (5) 市及びスポーツ協会は、「災害対応」は、風水害等や地震などの災害情報の段階により施設の果たすべき役割を認識し、すばやく適切な対応ができる体制の構築と、利用者の避難誘導に係る計画を策定する。

5 事前対策

(1) 危機管理意識の向上

スポーツ協会職員は、危機事象発生時の被害や影響を軽減するため、常に危機管理の知識や技術の向上に努めるものとする。また、ひやりとした事例をリスクとして取り上げ、対応策を施設内で共有すると共に、市へ通報し、組織全体で安全管理に取り組む体制を構築する。

市及びスポーツ協会は、協議のうえ当該施設に想定される全ての危機（リスク）を洗い出し、一覧表として保管する。＜資料1＞

(2) リスク毎の対応方法

ア ＜資料1＞に想定される事例ごとに、事故対応のフローチャートと事故を未然に防止するための対策を検討し、リスク対策方法を作成する。

イ フローチャートには、事故等が発生した際に直ちに対応できるように市、警察、消防、スポーツ協会等の関係機関連絡先を記載する。

ウ フローチャートに記載されていない事故等が発生した場合は、人命救助を最優先とした対応をする。

エ スポーツ協会は、地震・火災の発生及び不審者の発見等により避難が必要な場合は、館内放送・拡声器等を使用して、利用者を安全な場所へ避難誘導する。

(3) 情報収集伝達体制の整備

スポーツ協会は、危機事象発生に備え、夜間、休日の場合を含め、情報連絡網を整備し、

職員に周知する。人事異動が有れば、すみやかに更新するなど、常に最新の情報を把握するよう努める。

スポーツ協会職員は、安全な施設管理を行うため、担当者が中心となって、情報交換や意見交換ができる環境を作るなど、職員間のコミュニケーションの向上に努める。

(4) 訓練・研修の実施

スポーツ協会は、危機管理マニュアルに即した行動がとれるよう危機管理に関する図上訓練や個別活動訓練及び職員に対する教育・研修を実施する。

訓練実施により明らかとなった課題等は市へ報告の上協議し、危機管理マニュアルの見直しを行うこととする。

6 事故・災害対応

(1) 初動措置・捜索

スポーツ協会は、事故や災害の発生を把握したときは、直ちに情報の段階により施設の果たすべき役割を認識し、すばやく適切な対応ができる体制の構築と、利用者の避難誘導にあたる。また、直ちに最新の情報を市に報告し、市は収集した危機事象発生の状況、被害状況、今後の見通し、応急措置の状況等の情報を整理し、管理する。

(2) 復旧対策

スポーツ協会は、事故や災害に係る応急対策が概ね完了し、新たな被害の発生や拡大のおそれがないと判断した場合は、警察署・消防署などの関係機関と連携して、速やかに当該事象の安全確認を行い、市と協議のうえ、施設運営を行う。

なお、地震発生の場合、スポーツ協会は浜松市及び区災害対策本部と連携して、応急危険度判定士により速やかに当該事象の安全確認を行う。

(3) 記録整理

市及びスポーツ協会は、事故や災害の発生状況や各々が行った緊急対応を時系列で記録整理する。

(4) 対策・対応の分析、再発防止

市及びスポーツ協会は、事故や災害の原因や対策、対応を分析し、危機管理マニュアルの見直しを含む再発防止措置を講じる。

Ⅱ 事故・災害に対する個別の対応について

1 利用者の手続きと事前研修

センターの利用者が安心して活動できるようにするためには、施設設備の整備や安全点検、さらには利用上の規則や注意事項の周知徹底などきめ細かな対応が必要である。特に、野外での活動を実施する場合は、気象状況に対して的確な情報の収集と提供及び助言が必要である。そして、十分な対応策を講じ細心の注意を払って自然体験を実施しなければならない。

そこで、利用者には利用手続きを定めるとともに、利用者の事前研修を実施する。また、様々な災害防止のための事前の安全対策と緊急事態が発生した場合の初期対応等について想定されるリスクを洗い出すとともに、スポーツ協会が行う事項を定める。

※ 利用の手続きと事前研修

(1) 施設利用者の場合

- ・利用者は、あらかじめ利用許可申請書を提出し、許可を受けた団体が利用できる。
- ・利用者は、あらかじめ研修会に参加し、実施内容について所員と打ち合わせする。また、必ず現地を下見する。
- ・利用者は、あらかじめプログラム、参加者名簿を提出する。
- ・利用者は、あらかじめ健康上の配慮すべき者の氏名やその内容について報告する。
- ・活動実施期間中には、必ず団体の代表者が参加する。

(2) その他日帰りの一般利用者の場合

- ・利用者は、事務室で場内利用の開始報告と終了報告をする。また、利用者名簿に利用日および名前を記入する。

2 想定される危機と対応

<資料1> 一覧表

施設名	浜松市かわな野外活動センター
施設所管課名	浜松市教育委員会 学校教育部 指導課
指定管理者名	公益財団法人浜松市スポーツ協会
指定期間	令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日
災害時における施設の指定	対象外
避難場所	本館南広場及び別館前グラウンド (参考：川名地区の市指定避難所は旧川名小学校)
県の第四次被害想定による被害	南海トラフ 地震動：震度5強～6強 津波：津波浸水域外
備考	施設内は急傾斜地もあり、土砂災害警戒区域となっている

	資料番号	想定される危機（災害・事故等）
災害	2-1	台風
	2-2	暴風（台風以外）
	2-3	大雨・洪水・土砂災害・大雪・強風・濃霧等
	2-4	雷
	2-5	地震
	2-6	火災
事故等	2-7	行方不明
	2-8	不審者の侵入
	2-9	不審物の発見
	2-10	けが・熱中症
	2-11	病気
	2-12	毒ヘビ・スズメバチ・ムカデ
	2-13	マダニ・セアカゴケグモ・ヒアリ・アカカミアリ
	2-14	イノシシ・サル・シカ
	2-14②	クマに関する対策
	2-15	食中毒（ノロウイルス等）
	2-16	食物アレルギー
	2-17	感染症（新型コロナウイルス・インフルエンザ等）
	2-18	野外活動対策（沢登り・アスレチック・ナイトウォーク・ウォークラリー等）
	2-19	異物混入（食堂食）
2-20	弾道ミサイル等の発射	

◎連絡先一覧

区 分	名 称	電話番号
施設所管課	指導課	457-2411
災害対策本部	北行政センター 地域振興担当	523-1112
最寄行政機関	浜松市引佐支所	542-1111
消防	北消防署	527-0119
医療機関	聖隷三方原病院	436-1251
土砂災害・道路	県浜松土木事務所	458-7266
土砂災害・道路	市浜名土木整備事務所	523-2970
指定管理者	(公財)スポーツ協会	411-8686

<資料2-1> 台風

I 事前の安全対策

台風が接近情報・暴風警報の把握

- 1 所長（又は所長代理）は、台風情報（気象情報）を市や関係部署、気象ポータルサイト等で事前に把握し、必要に応じて所内で今後の対応を事前に協議検討する。
- 2 所員は、施設内の整理整頓を行い、強風で飛ばされるおそれのある物の固定や片づけなどを行う。

II 初期対応（台風接近前）

- 1 次の表に基づいて利用者に対応する。

状況 内容	事前		利用中	
	影響が懸念	影響が確実	影響が懸念	影響が確実
施設の利用	利用者との 協議・決定	延期又は中止	利用者との 協議・決定	中止・退去

- 2 所長（又は所長代理）は、利用団体代表者および個人（以下「利用団体代表者等」という。）や市と協議の上、影響が確実だと思われる場合は原則として利用者を退所させる。その際、所員は旧川名小学校横バス駐車場、反転地、第一駐車場まで利用者を誘導する。ただし、待機するより退所する方がより台風の影響が大きいと思われる場合、所長（又は所長代理）は、利用者をセンターに待機させ、情報収集及び協議を継続する。
- 3 所員は、台風襲来に備えて場内の点検と保安活動を行う。
- 4 所長（又は所長代理）は、必要に応じて初期対応の状況について市に報告する。

III 事後対応（台風が去った後）

- 1 所長（又は所長代理）は、施設の点検結果、被害の有無、状況について市に報告する。
- 2 利用者をセンターに待機させた場合、所長（又は所長代理）は、利用団体代表者等と今後の対応について協議する。屋外の活動を再開する場合は、活動場所の安全を確認してからとする。
- 3 所長（又は所長代理）は、施設や活動場所に被害等があり、安全な活動が困難であると判断する場合には活動の再開を認めず、今後の対応は所内で協議し決定する。
- 4 利用者が活動を中止し、退所する場合は所員が安全な退所ルートを確保するとともに、旧川名小学校横バス駐車場、反転地、第一駐車場まで引率する。
- 5 市及びスポーツ協会は、各々が行った緊急対応を時系列で記録整理する。

◎連絡先一覧

区 分	名 称	電話番号
施設所管課	指導課	457-2411
災害対策本部	北行政センター 地域振興担当	523-1112
最寄行政機関	浜松市引佐支所	542-1111
消防	北消防署	527-0119
医療機関	聖隷三方原病院	436-1251
土砂災害・道路	県浜松土木事務所	458-7266
土砂災害・道路	市浜名土木整備事務所	523-2970
指定管理者	(公財)スポーツ協会	411-8686

<資料2-2> 暴風(台風以外)

I 事前の安全対策

- 1 所長（又は所長代理）は、気象情報を市や関係部署、気象ポータルサイト等で事前に把握し、必要に応じて所内で今後の対応を協議検討する。
- 2 所員は、施設内の整理整頓を行い、強風で飛ばされるおそれのある物の固定や片づけなどを行う。

暴風警報の発令（台風以外）

II 初期対応

- 1 所長（又は所長代理）は、利用団体代表者等に気象情報を提供し、「Ⅲ危機管理対応表」に基づき、利用者には速やかに屋外活動を中止させ、室内で待機させたり屋内活動に切り替えさせたりするなどの対応をする。
- 2 退所開始時に暴風警報が発令中の場合、利用者は警報が解除されるまで所内に待機する。
- 3 所長（又は所長代理）は、必要に応じて初期対応の状況について市に報告する。

III 事後対応（警報解除後）

- 1 所長（又は所長代理）は、施設設備の安全を確認したのち利用者の屋外活動の再開を許可する。
- 2 所長（又は所長代理）は、施設や活動場所に被害等があり、安全な活動が困難であると判断する場合には活動の再開を認めず、今後の対応は所内で協議し決定する。
- 3 所長（又は所長代理）は、必要に応じて最新の情報を市に報告する。市及びスポーツ協会は、各々が行った緊急対応を時系列で記録整理する。

◎連絡先一覧

区 分	名 称	電話番号
施設所管課	指導課	457-2411
災害対策本部	北行政センター 地域振興担当	523-1112
最寄行政機関	浜松市引佐支所	542-1111
消防	北消防署	527-0119
医療機関	聖隷三方原病院	436-1251
土砂災害・道路	県浜松土木事務所	458-7266
土砂災害・道路	市浜名土木整備事務所	523-2970
指定管理者	(公財)スポーツ協会	411-8686

<資料2-3>

大雨・洪水・土砂災害・大雪・強風・濃霧等

「警報・特別警報」、「土砂災害警戒情報」発令

I 初期対応

- 1 所長（又は所長代理）は、利用団体代表者等に気象情報を提供し、「Ⅲ危機管理対応表」に基づき対応する。
- 2 退所開始時に発令中の場合は、所長（又は所長代理）と利用団体代表者等と協議の上、天候の状況を見て退所の可否を決定する。所員は旧川名小学校横バス駐車場、反転地、第一駐車場まで利用者を誘導する。
- 3 大雨の程度によっては土砂災害の発生も懸念されるため、所長（又は所長代理）は、静岡県と気象庁が共同で発表する「土砂災害警戒情報」を把握する。「土砂災害警戒情報」が発表された場合、所員が利用者を安全な場所（本館・宿泊棟【ほおじろ】以外の施設）へ誘導し、利用者を避難させる。（資料10）
- 4 所長（又は所長代理）は、必要に応じて初期対応の状況について市に報告する。

II 事後対応（警報解除）

- 1 所長（又は所長代理）は、活動場所の被害の有無等を点検し安全を確認した上で利用者の屋外活動の再開を許可する。
- 2 所長（又は所長代理）は、施設や活動場所に被害等があり、安全な活動が困難であると判断する場合には活動の再開を認めず、今後の対応は所内で協議し決定する。
- 3 所長（又は所長代理）は、必要に応じて最新の情報を市に報告する。市及びスポーツ協会は、各々が行った緊急対応を時系列で記録整理する。

大雨・洪水・強風・大雪・濃霧等の「注意報」の発令

I 初期対応

- 1 所長（又は所長代理）は、発令された「注意報」が対象としている気象事象について、懸念される程度なのか、影響が確実であるのかを判断し、「Ⅲ危機管理対応表」に基づき対応する。
- 2 所長（又は所長代理）は、退所開始時に注意報が発令中の場合、利用団体代表者等と協議の上、天候の状況を見て退所の可否を決定する。所員は、旧川名小学校横バス駐車場、反転地、第一駐車場まで利用者を誘導する。

II 事後対応（注意報解除後）

所長（又は所長代理）は、活動場所の安全を確認した上で屋外活動の再開を許可する。

◎連絡先一覧

区 分	名 称	電話番号
施設所管課	指導課	457-2411
行政機関	北行政センター 地域振興担当	523-1112
最寄行政機関	浜松市引佐支所	542-1111
消防	北消防署	527-0119
消防	北消防署引佐出張所	544-0541
医療機関	聖隷三方原病院	436-1251
指定管理者	(公財)スポーツ協会	411-8686

<資料2-4> 雷

I 事前の安全対策

- 1 所員は定期的に雷警報器ストライクアラートの動作確認を行う。
- 2 所長（又は所長代理）は、事前に気象情報を確認し、雷の発生の可能性を把握する。

雷注意報の発令及び雷鳴の把握

II 初期対応

- 1 雷注意報が発令、もしくは雷鳴が把握された場合、所長（又は所長代理）、所員、利用者は、「Ⅲ危機管理対応表」に基づき対応する。
- 2 所長（又は所長代理）は、利用団体代表者等に気象情報を提供する。「雷ナウキャスト」等の気象情報を集約し、利用者に提供する。
- 3 所長（又は所長代理）は、常時「雷警報器ストライクアラート」により落雷の感知状況を把握する。

※雷警報器ストライクアラート危険度一覧

点灯・距離 (マイル)	緑 PWR	黄 24▶40	黄 12▶24	赤 6▶12	赤 0▶6
2分間に最も 近距離に落ちた雷	—	40~64 k m	20~40 k m	10~20 k m	0~10 k m
落雷の危険度	危険は無い	まだ落雷の危険は無い が、雷雲が近くにある		危険がある	非常に危険

- 4 所長（又は所長代理）は、ハイキングや沢登り等に出ている利用者には無線や携帯電話等で連絡し、状況によっては活動をいったん停止し、速やかにセンターの建築物の中へ避難するよう指示をする。センターへ戻ることが危険と判断される場合、近辺の避難可能な場所の指示をする。
- 5 所長（又は所長代理）は、必要に応じて所員を避難地に向かわせる。
- 6 所長（又は所長代理）は、必要に応じて初期対応の状況について市に報告する。

III 事後対応（注意報解除後）

- 1 所長（又は所長代理）は、施設や活動場所の雷の被害の有無等を点検し安全を確認した上で利用者の屋外活動の再開を許可する。
- 2 所長（又は所長代理）は、施設や活動場所に被害等があり、安全な活動が困難であると判断する場合には活動の再開を認めず、今後の対応は所内で協議し決定する。
- 3 所長（又は所長代理）は、必要に応じて最新の情報を市に報告する。市及びスポーツ協会は、各々が行った緊急対応を時系列で記録整理する。

◎連絡先一覧

区 分	名 称	電話番号
施設所管課	指導課	457-2411
災害対策本部	北行政センター 地域振興担当	523-1112
最寄行政機関	浜松市引佐支所	542-1111
消防	北消防署	527-0119
医療機関	聖隷三方原病院	436-1251
土砂災害・道路	県浜松土木事務所	458-7266
土砂災害・道路	市浜名土木整備事務所	523-2970
指定管理者	(公財)スポーツ協会	411-8686

<資料2-5> 地震

I 事前の安全対策

スポーツ協会は、防災計画を立て、必要に応じて防災訓練を実施する。

地震に関する情報の把握

「南海トラフ地震に関連する情報」(定例・臨時)が発令された場合

所長(又は所長代理)は、次の表に基づいて利用者に対応する。

状況 内容	南海トラフ地震 解説情報	南海トラフ地震臨時情報		
	定例発表	臨時発表(調査 継続中)	臨時発表(可能性が相対的に高 まった場合)	臨時発令(可能性が相対的に高 まった状態では なくなった場合)
施設の利用	開所	原則開所	原則休所	原則開所
活動	地震への備えの 再確認を実施	市から情報提供 を受ける	活動を中止し、 市と情報共有 し、地震に備え て施設や設備の 点検を行う。	平常業務体制へ 移行

地震発生

II 初期対応(地震発生後)

1 所長(又は所長代理)は、「次の表に基づいて利用者に対応する。

【地震時】

状況 内容	市内で震度4以下の 地震を観測	市内で震度5弱以上の 地震を観測
施設の利用	利用者への情報提供	利用者への情報提供・ 中止・避難
活動	利用者への情報提供及び 協議・判断	中止・避難

- 2 所長（又は所長代理）は、「所内対策本部」を設置し、利用者等の人的被害及び施設の物的被害を把握するとともに、関係機関との連絡や情報収集に努める。
- 3 利用団体代表者等は、けが人が出た場合、速やかに応急処置をし、傷害の程度や症状によっては救急の出動を要請する（119番）。
- 4 所長（又は所長代理）は、災害が重大で利用者の滞在が長くなる可能性が高い場合は、長期的な水や食糧の確保のため、利用者を旧川名小学校へ避難させる。所員が旧川名小学校までの退所ルート of 安全確認を行い、旧川名小学校まで引率する。
- 5 所員は、利用者が退所する場合は、安全を確保するため退所ルートの安全確認をする。所員は旧川名小学校横バス駐車場、反転地、第一駐車場まで利用者を誘導する。
- 6 所長（又は所長代理）は、初期対応の状況について市に報告する。

Ⅲ 事後対応

- 1 所長（又は所長代理）は、浜松市及び区災害対策本部と連携して、応急危険度判定士により速やかに当該事象の安全確認を行う。
- 2 所長（又は所長代理）は、活動場所の安全を確認し、市へ報告後、利用者の屋外活動の再開を許可する。
- 3 所長（又は所長代理）は、施設や活動場所に被害等があり、安全な活動が困難であると判断する場合には活動の再開を認めず、今後の対応は所内で協議し決定する。
- 4 所長（又は所長代理）は、必要に応じて最新の情報を市に報告する。市及びスポーツ協会は、各々が行った緊急対応を時系列で記録整理する。

◎連絡先一覧

区 分	名 称	電話番号
施設所管課	指導課	457-2411
警察	細江警察署	522-0110
行政機関	北行政センター 地域振興担当	523-1112
最寄行政機関	浜松市引佐支所	542-1111
消防	北消防署	527-0119
消防	北消防署引佐出張所	544-0541
医療機関	聖隷三方原病院	436-1251
指定管理者	(公財)スポーツ協会	411-8686

<資料2-6> 火災

I 事前の安全対策

- 1 スポーツ協会は、消防法に基づき防火管理者を置くとともに消防計画を立て計画に基づき年間2回以上の防災訓練を行う。
- 2 所長（又は所長代理）は、所内は、原則として火気厳禁であることを利用者に徹底する。
- 3 所長（又は所長代理）は、消防計画に基づき各施設に避難経路図を表示し、消火器を設置する。また、所員は、入所時に利用者に対して避難方法や避難経路を説明する。

火災発生

II 初期対応

建物火災

- 1 所長（又は所長代理）は、センター内の建物で火災が発生した場合は、利用者の避難誘導を最優先する。また、出火場所の近くにいる所員は、初期消火に努める。併せて、所員は、速やかに消防署（119番）に通報する。
- 2 利用者は、避難経路図に従って所定の避難場所に移動する。利用団体代表者等は、人員確認と安全確認を行い、「所内対策本部」に報告する。
- 3 所長（又は所長代理）は、初期対応の状況について市に報告する。

山林火災

- 1 所長（又は所長代理）は、所付近の山林で火災が発生した場合は、利用者の避難誘導を最優先する。また、可能であれば所員は、初期消火に努める。併せて所員は、速やかに消防署（119番）に通報する。
- 2 利用者は、南広場またはグラウンドの避難場所に避難する。利用団体代表者等は、人員確認と安全確認を行い、「所内対策本部」に報告する。
- 3 所長（又は所長代理）は、初期対応の状況について市に報告する。

III 事後対応

- 1 所長（又は所長代理）は、活動場所の安全を確認した上で利用者の活動再開を許可する。
- 2 所長（又は所長代理）は、施設や活動場所に被害等があり、安全な活動が困難であると判断する場合には活動の再開を認めず、今後の対応は所内で協議し決定する。
- 3 スポーツ協会は、事故原因を分析するとともに市へ事故発生状況報告書<資料9-1>を提出する。
- 4 市及びスポーツ協会は、各々が行った緊急対応を時系列で記録整理する。

◎連絡先一覧

区 分	名 称	電話番号
市施設所管課	指導課	457-2411
警察	細江警察署	522-0110
警察	細江警察署引佐町交番	542-0102
消防	北消防署	527-0119
最寄行政機関	浜松市引佐支所	542-1111
医療機関	聖隷三方原病院	436-1251
国有林管理者	天竜森林管理署	588-5591
指定管理者	(公財)スポーツ協会	411-8686

<資料2-7> 行方不明

I 事前の安全対策

- 1 スポーツ協会は、搜索訓練及び応急処置・救助訓練を年1回以上実施する。
- 2 所長（又は所長代理）は、利用者に対して事前研修会や入所式で自然環境の危険性や活動時の安全対策と緊急時の対応について説明し、自己防衛意識を喚起する。
- 3 スポーツ協会は、所内の山林やハイキングコースには案内表示板を設置し、利用者が迷わないようにする。また、利用者には地図を配布する。
- 4 所員は、常に所内の安全確認を行い、環境整備と安全維持管理に努める。
- 5 利用団体代表者等は、ハイキングやウォークラリーなどの野外活動を実施する場合は、チェックポイントに指導者を配置する。必要に応じて無線機を携帯する。

行方不明者の発生

II 初期対応

- 1 所長（又は所長代理）は、利用者が活動中に行方不明になった場合、直ちに「所内対策本部」を設置する。
- 2 「所内対策本部」は、行方不明者の特定と早期解決のため次のことを関係者から聞き取る。
 - (1) 該当者の氏名・性別・年齢・体型・服装の特徴・その他の特徴
 - (2) 該当者が遭難した場所や方角
- 3 所長（又は所長代理）は、行方不明者の所在がほぼ見当がつく場合（併せて重大事故につながる可能性が低いと判断する場合は、利用団体代表者等と連携し、速やかに搜索・救助を行う。
- 4 所長（又は所長代理）は、行方不明者の所在の見当がつかない場合や重大事故につながる可能性が高いと判断する場合には、利用団体代表者等と連携し、速やかに警察と消防に通報する。（110番・119番）
- 5 所長（又は所長代理）は、搜索班を編成（数班）し、トランシーバー・拡声器を携帯し搜索に当たる。
- 6 所長（又は所長代理）は、初期対応の状況について直ちに市に報告する。

III 事後対応

- 1 所長（又は所長代理）は、最新の情報を市に報告する。市及びスポーツ協会は、各々が行った緊急対応を時系列で記録整理する。
- 2 スポーツ協会は、事故原因を分析し市へ事故発生状況報告書<資料9-1>を提出する。

◎連絡先一覧

区分	名称	電話番号
市施設所管課	指導課	457-2411
警察	細江警察署	522-0110
警察	細江警察署引佐町交番	542-0102
最寄行政機関	浜松市引佐支所	542-1111
消防	北消防署	527-0119
医療機関	聖隷三方原病院	436-1251
指定管理者	(公財)スポーツ協会	411-8686

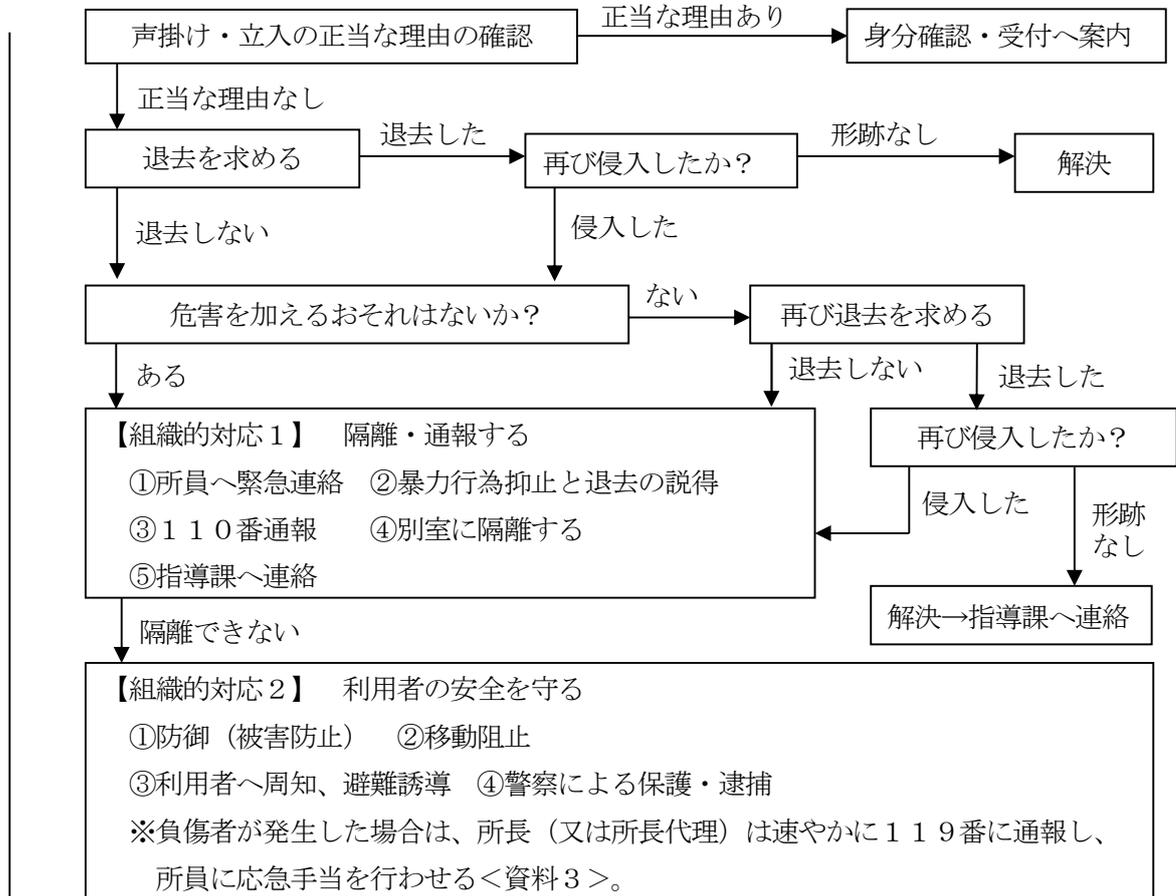
<資料2-8> 不審者の侵入

I 事前の安全対策

- 1 スポーツ協会は、防犯訓練を年1回以上実施する。
- 2 所員は、敷地内にいる利用者への積極的な声掛けを実施する。
- 3 スポーツ協会は、「さすまた」等の防犯物品を配備する。

不審者を発見

II 初期対応



III 事後対応

- 1 所長(又は所長代理)は、情報を整理し、利用者や関係機関へ情報を提供する。
- 2 スポーツ協会は、事故原因を分析し、市へ事故発生状況報告書<資料9-1>を提出する。
- 3 所長(又は所長代理)は、最新の情報を市に報告する。市及びスポーツ協会は、各々が行った緊急対応を時系列で記録整理する。

◎連絡先一覧

区 分	名 称	電話番号
市施設所管課	指導課	457-2411
最寄行政機関	浜松市引佐支所	542-1111
警察	細江警察署	522-0110
警察	細江警察署引佐町交番	542-0102
消防	北消防署	527-0119
消防	北消防署引佐出張所	544-0541
医療機関	聖隷三方原病院	436-1251
指定管理者	(公財)スポーツ協会	411-8686

<資料2-9> 不審物の発見

I 事前の安全対策

- 1 所員は、不審物の早期発見のために巡回を定期的に行い、所内の状態を把握しておく。
- 2 所員は、日常より施設内の整理整頓を行い、不要なものは廃棄しておく。

不審物の発見

II 初期対応

- 1 発見者は、爆発物のおそれがあるため、「動かすな」「触れるな」「近づくな」の三原則を守るとともに、他に不審物に近づく者がいないように徹底して注意喚起を行う。
- 2 発見者は、不審物を所長（又は所長代理）に報告する。所員は、利用団体と協力してその管理者や所有者、その物を運んだ人を探す。
- 3 所長（又は所長代理）は、利用者や所員を早期に安全な場所に避難誘導する。
- 4 所長（又は所長代理）は、速やかに警察、市等関係機関に連絡する。
- 5 所員は、警察等からの指示に従い、迅速な対応を行う。
- 6 所長（又は所長代理）は、負傷者が発生した場合は速やかに119番に通報し、所員に応急手当を行わせる。<資料3>
- 7 所長（又は所長代理）は、初期対応の状況について市に報告する。

III 事後対応

- 1 所長（又は所長代理）は、情報を整理し、利用者や関係機関へ情報を提供する。
- 2 スポーツ協会は、事故原因を分析するとともに市へ事故発生状況報告書<資料9-1>を提出する。
- 3 所長（又は所長代理）は、最新の情報を市に報告する。市及びスポーツ協会は、各々が行った緊急対応を時系列で記録整理する。

◎連絡先一覧

区 分	名 称	電話番号
市施設所管課	指導課	457-2411
警察	細江警察署	522-0110
消防	北消防署	527-0119
消防	北消防署引佐出張所	544-0541
医療機関	聖隷三方原病院	436-1251
指定管理者	(公財)スポーツ協会	411-8686

<資料2-10> けが・熱中症

I 事前の安全対策

- 1 所長（又は所長代理）は、利用者に対して事前研修会や入所式あるいは出発式で、自然環境の危険性や活動時の安全対策と緊急時の対応について説明し、利用者の自己防衛意識を喚起する。
- 2 所員は、常に所内の施設設備及び環境の安全点検を行い、利用者が安全に施設利用できるようにする。また、危険箇所の除去に努め、注意を促す看板等を設置する。
- 3 利用団体代表者等は、活動前に利用者の人員点呼と健康観察を実施する。体調不良者がいた場合、利用団体代表者等及び所長（又は所長代理）と情報交換及び協議を行い、活動への参加が可能であるか検討する。
- 4 所長（又は所長代理）は、熱中症対策として事前に「浜松市防災ホットメール」や気象庁が発表する「高温注意情報」を把握し、必要に応じてその情報を所員や利用団体代表等に伝達する。
- 5 利用団体代表者等は、高温が予想される場合、活動前に「熱中症指数計」を活用して暑さ指数（WBGT）を確認し、浜松市熱中症予防運動指針を参考として活動の強度と熱中症予防の対処方法を判断する。<資料4-2>
- 6 利用団体代表者等は、活動にあたっては、給水・塩分補給と休憩を十分取らせる。また、活動中も必ず健康観察や人員点呼を行う。

けが・熱中症の発生

II 初期対応

- 1 発見者は、傷病者への応急処置（けが：<資料3>）、（熱中症：<資料4-1>）を行い、利用団体代表者等及び所長（又は所長代理）に報告する。
- 2 所長（又は所長代理）は、利用団体代表者等と相談の上、傷病者または利用者の関係者から以下の内容を聞き取り、救急者の要請または利用団体代表者による病院への搬送を行う。
 - (1) 氏名・性別・年齢・生年月日・住所
 - (2) 発生場所・日時・原因・症状
- 3 所長（又は所長代理）は、利用団体代表者等と連携し、関係諸機関との連絡調整をする。
- 4 所長（又は所長代理）は、必要に応じて初期対応の状況について市に報告する。

III 事後対応

- 1 スポーツ協会は、症状によっては、退所後の経過を利用団体代表者等に確認する。
- 2 スポーツ協会は、事故原因を分析するとともに市へ事故発生状況報告書<資料9-1>を提出する。
- 3 所長（又は所長代理）は、必要に応じて最新の情報を市に報告する。市及びスポーツ協会は、各々が行った緊急対応を時系列で記録整理する。

◎連絡先一覧

区 分	名 称	電話番号
市施設所管課	指導課	457-2411
警察	細江警察署	522-0110
消防	北消防署	527-0119
消防	北消防署引佐出張所	544-0541
医療機関	聖隷三方原病院	436-1251
指定管理者	(公財)スポーツ協会	411-8686

<資料2-11> 病気

※感染症は<資料2-17>参照

I 事前の安全対策

- 1 所長（又は所長代理）は、利用団体代表者等を通して、利用者に事前の健康管理に十分に気をつけるように促す。
- 2 利用団体代表者等は、利用者に食事前や活動後にうがい・手洗い等を行わせる。
- 3 利用団体代表者等は、活動前に利用者の人員点呼と健康観察を実施する。体調不良者がいた場合、利用団体代表者等及び所長（又は所長代理）と情報交換及び協議を行い、活動の参加が可能であるかを検討する。また、利用団体代表者等は活動中も可能な限りの健康観察や人員点呼を行うこと。

病気の発症

II 初期対応

所長（又は所長代理）は、所内で利用者が病気を発症した場合には、次のような応急処置を行う。（てんかん、過呼吸発作の応急処置は、<資料3>参照）

症状が重い場合

- 1 所長（又は所長代理）は、利用団体代表者等と相談の上、傷病者または利用者の関係者から以下の内容を聞き取り、救急車の要請または利用団体代表者による病院への搬送を行う。
 - (1) 氏名・性別・年齢・生年月日・住所
 - (2) 発生場所・日時・原因・症状
- 2 所長（又は所長代理）は、初期対応の状況について市に報告する。

症状が軽い場合

- 1 利用団体代表者等は、傷病者を医務室に運び、安静に保ち応急処置をする。
- 2 所長（又は所長代理）は、氏名・性別・年齢・生年月日・住所・発生場所・日時・原因・症状などの記録をとる。
- 3 所長（又は所長代理）は、必要に応じて初期対応の状況について市に報告する。

III 事後対応

- 1 スポーツ協会は、症状によっては、退所後の経過を利用団体代表者等に確認する。
- 2 スポーツ協会は、市へ事故発生状況報告書<資料9-1>を提出する。
- 3 所長（又は所長代理）は、最新の情報を市に報告する。市及びスポーツ協会は、各々が行った緊急対応を時系列で記録整理する。

◎連絡先一覧

区 分	名 称	電話番号
施設所管課	指導課	457-2411
警察	細江警察署	522-0110
消防	北消防署	527-0119
消防	北消防署引佐出張所	544-0541
医療機関	聖隷三方原病院	436-1251
指定管理者	(公財)スポーツ協会	411-8686

<資料2-12>

毒ヘビ・スズメバチ・ムカデ

I 事前の安全対策

- 1 所長（又は所長代理）は、入所式等で利用者に対して、毒ヘビ、スズメバチ、ムカデに対する危険性と自己防衛について説明する。
- 2 所長（又は所長代理）は、次のとおり事前対策を行う。

毒ヘビ	スズメバチ	ムカデ
<p>注意喚起のため看板の設置と駆除活動を実施する。必要に応じて専門家に依頼し、毒ヘビ（マムシ、ヤマカガシ）の駆除を行う。</p> <p>応急処置法（吸引法）の講習会を年間計画に位置付ける。</p>	<p>スズメバチが樹液を吸いに来る場所を特定し、注意喚起の看板を設置する。スズメバチからの被害防止対策として春～秋に駆除する罌をしかける。また、巣を発見した場合は専門家に駆除作業を依頼する。</p>	<p>宿泊棟に殺虫剤とはえたたきを常備しておく。</p>

毒ヘビ・スズメバチ・ムカデの被害が発生

II 初期対応

毒ヘビ	スズメバチ	ムカデ
<p>ヘビの特徴や歯型からヘビの種類を特定し、咬まれた部位より心臓に近い部位を布やタオル等で縛る。直ちに病院に搬送するか救急の出動を要請する。</p>	<p>ハチの種類を確認し、毒嚢を注意深く取り除き、吸引器で毒を吸い出す。病院に搬送するか救急の出動を要請する。</p>	<p>直ちに毒を絞り出しながら水でよく洗い流すか、吸引器で毒を吸い出し、経過観察後、病院に搬送し治療を受ける。</p>

- 1 所長（又は所長代理）は、必要に応じて初期対応の状況について市に報告する。
※毒ヘビ、スズメバチへの応急処置の詳細は<資料3>を参照する。

III 事後対応

- 1 スポーツ協会は、症状によっては、退所後の経過を利用団体代表者等に確認する。
- 2 スポーツ協会は、事故原因を分析するとともに市へ事故発生状況報告書<資料9-1>を提出する。
- 3 所長（又は所長代理）は、必要に応じて最新の情報を市に報告する。市及びスポーツ協会は、各々が行った緊急対応を時系列で記録整理する。

◎連絡先一覧

区 分	名 称	電話番号
施設所管課	指導課	457-2411
市担当課	環境政策課	453-6149
消防	北消防署	527-0119
消防	北消防署引佐出張所	544-0541
医療機関	聖隷三方原病院	436-1251
指定管理者	(公財)スポーツ協会	411-8686

<資料2-13>

マダニ・セアカゴケグモ・ヒアリ・アカカミアリ

I 事前の安全対策

- 1 所長（又は所長代理）は、入所式等で利用者に対してマダニ・セアカゴケグモ・ヒアリ・アカカミアリに対する危険性と自己防衛について説明する。
- 2 所長（又は所長代理）は、次のとおり事前対策を行う。

マダニ	セアカゴケグモ	ヒアリ・アカカミアリ
利用者が野外活動を終了して館内に入る前には、ブラシを使って必ず衣服をはたきマダニを駆除することを、入所式等で指導する。	道路側溝、プランター、エアコン室外機等の人工物の物陰、駐車場周辺などに生息し、脅かされると死んだふりをして動かなくなることや、強い毒をもっているため、発見した場合には、素手で触らないことを入所式等で指導する。	外国のアリで日本でも発見されている。（浜松市ではヒアリが平成 29 年に浜北区で、アカカミアリが平成 30 年に南区で発見された）日当たりの良い開放的な場所を好んで巣を作る。強い毒をもっているため、発見した場合には、素手で触らないことを入所式等で指導する。

発見、または被害が発生

II 初期対応

マダニ	セアカゴケグモ	ヒアリ・アカカミアリ
発見した場合…所員が駆除する。 被害にあった場合…口器が残り化膿してしまうため、無理に引き離さない。直ちに病院に搬送するか救急の出動を要請する。	発見した場合…所員が駆除する。素手で捕まえず、殺虫剤を掛け、底の厚い靴で踏みつぶす。 被害にあった場合…直ちに吸引器で毒を吸い出し、病院に搬送し治療を受ける。出来れば咬んだクモを持参する。	発見した場合…所員が駆除する。家庭用殺虫剤か熱湯で殺虫する。また、市環境政策課に連絡する。 被害にあった場合…体調の急変がないか確認のうえ、直ちに病院に搬送するか救急の出動を要請する。

- 1 所長（又は所長代理）は、必要に応じて初期対応の状況について市に報告する。

※応急処置の詳細は＜資料3＞を参照する。

Ⅲ 事後対応

- 1 スポーツ協会は、症状によっては、退所後の経過を利用団体代表者等に確認する。
- 2 スポーツ協会は、事故原因を分析し市へ事故発生状況報告書＜資料9-1＞を提出する。
- 3 所長（又は所長代理）は、必要に応じて最新の情報を市に報告する。市及びスポーツ協会は、各々が行った緊急対応を時系列で記録整理する。

◎連絡先一覧

区 分	名 称	電話番号
施設所管課	指導課	457-2411
市担当課	林業振興課	453-2159
最寄行政機関	浜松市引佐支所	542-1111
警察	細江警察署	522-0110
消防	北消防署	527-0119
消防	北消防署引佐出張所	544-0541
医療機関	聖隷三方原病院	436-1251
指定管理者	(公財)スポーツ協会	411-8686

<資料2-14>

イノシシ・サル・シカ

I 事前の安全対策

- 1 所長（又は所長代理）は、入所式等で利用者に対してイノシシ・サル・シカに対する危険性と自己防衛について説明する。
- 2 所長（又は所長代理）は、遭遇したときの対処方法を伝達する。
 - (1) 後ずさりをしながら静かに立ち去ること。
 - (2) 大声を上げないこと。
 - (3) 攻撃をしないこと。
 - (4) 背中を見せて走らないこと。
- 3 上記を伝え、事前対策を行う。

イノシシ・サル・シカを発見

II 初期対応

- 1 所長（又は所長代理）は、利用者に建物内への避難を促し、避難誘導を確実に行う。
- 2 所長（又は所長代理）は、発見した区域に利用者が入らないよう、立ち入り禁止区域にする。
- 3 所長（又は所長代理）は、必要に応じて初期対応の状況について市に報告する。

III 事後対応

- 1 所長（又は所長代理）は、情報を整理し、利用者や関係機関へ情報を提供する。
- 2 発見以降の利用団体への対応
 - (1) スポーツ協会は、獣よけの鈴を常備し、状況に応じて利用者に貸与する。
 - (2) または、獣よけの鈴を持参するよう事前に呼びかける。
- 3 所長（又は所長代理）は、駆除方法について、猟友会、浜名区役所、浜松市引佐支所、警察署等と協議し、駆除を依頼する。
- 4 所長（又は所長代理）は、必要に応じて最新の情報を市に報告する。市及びスポーツ協会は、各々が行った緊急対応を時系列で記録整理する。

<資料2-14②>

クマに関する対策

I 事前の安全対策

1 所長（又は所長代理。以下同じ。）は、入所式等で利用者に対しクマに関する危険性と自己防衛策について説明する。活動エリア内はクマの生息区域（富士山周辺や南アルプス周辺）ではないが、遭遇する可能性は皆無ではないため、注意を払う必要があることを伝える。

また、カモシカとの見間違いの方が多いことを同時に伝える。

2 所長は、クマに遭遇・発見したときの対処方法を伝達する。

【遠方（50m程度）で発見した場合】

- （1）落ち着いて後ずさりしながら距離を取り、静かに立ち去り、背中を向けて走らないこと。
- （2）大声を上げるなど、クマを興奮させないこと。
- （3）石や棒を投げるなど、クマを攻撃しないこと。

【近距離（20m以内）で遭遇した場合】

- （1）クマが近付いてきたら、数mまで引き付けた上でクマ撃退スプレーをクマの顔面（目や鼻）に向けて噴射し、距離を取ること。
- （2）攻撃されそうな場合は、両手で顔面・頭部を覆い、直ちにうつぶせになること。

3 上記を伝え、以下の事前対策を推奨する。

- （1）ヘルメットや獣除けの鈴を携行すること。
- （2）クマ撃退スプレーを携行すること。

活動エリア内でクマの目撃情報の場合

II 初期対応

- 1 所長は、速やかに利用者に建物内への避難を促し、避難誘導を確実にを行う。また、目撃者以外の把握している入山者に連絡し、避難を呼びかける。
- 2 所長は、目撃情報周辺区域に利用者が入らないよう立入禁止区域に設定する。
- 3 所長は、情報を整理し利用者へ情報提供するほか、速やかに関係機関へ連絡する。

III 事後対応

- 1 目撃情報覚知以降の利用団体への対応等は次のとおりとする。
 - （1）当分の間、施設利用を停止し、利用予定団体にその旨を伝達する。
 - （2）関係機関と協議し、安全対策の上で目撃情報の真偽確認、現地調査等を行う。
 - （3）現地調査等の結果を踏まえ、関係機関と検証、評価を行う。

◎連絡先一覧

区分	名称	電話番号
施設所管課	指導課	457-2411
市担当課	林業振興課	453-2159
最寄行政機関	浜松市引佐支所	542-1111
警察	細江警察署	522-0110
消防	北消防署	527-0119
医療機関	聖隷三方原病院	436-1251
指定管理者	(公財)スポーツ協会	411-8686
静岡県	西部農林事務所ほか	458-7203
国・林野庁	天竜森林管理署ほか	588-5591

【※クマの可能性が低く、野外活動可能と判断できる場合】

- 2-1 カモシカ等との見間違いと考えられることから、所長は、市施設所管課と協議の上で再開時期を決定し、再開準備を整える。
- 3-1 所長は、目撃情報周辺を立入禁止区域から警戒区域に変更する。(※野外活動において警戒区域を除外し、利用者が近付かないようにする。)
- 4-1 所長は、施設利用を再開し、利用予定団体に連絡する。
- 5-1 再開後も当分の間は、ヘルメットや獣除けの鈴、クマ撃退スプレーを準備し、利用者に携行、身につけさせるほか、未利用者に対しヘルメットや獣除けの鈴を持参するよう事前に呼びかける。

【※クマの可能性が高く、野外活動困難と判断する場合】

- 2-2 クマである可能性を否定できないことから、所長は、当分の間、施設利用の停止を継続する。
- 3-2 所長は、立入禁止区域の設定を継続し、捕獲等について関係機関と協議する。
- 4-2 センターのホームページ等でクマの出没や施設利用の停止を周知する。
- 5-2 捕獲の完了又は定期的な調査で痕跡が発見されなくなるまで施設利用を停止し、再開時期等については関係機関と協議して定める。

クマと遭遇・発見した場合

II 初期対応

- 1 所長は、速やかに利用者に建物内への避難を促し、避難誘導を確実に行う。また、把握している入山者に連絡し、避難を呼びかける。
- 2 所長は、発見した区域に利用者が入らないよう立入禁止区域に設定する。また、クマの発見に関する周知を行う。
- 3 所長は、情報を整理し利用者へ情報提供するほか、速やかに関係機関へ連絡する。

III 事後対応

- 1 発見以降の利用団体への対応等は次のとおりとする。
 - (1) 当分の間、施設利用を停止し、利用予定団体にその旨を伝達する。
 - (2) 関係機関と協議し、安全対策の上で現地調査等を行う。
 - (3) 搜索等の拠点としての機能を整える。
 - (4) 現地調査等の結果を踏まえ、関係機関と検証、評価を行う。
- 2 所長は、立入禁止区域の設定及び施設利用の停止を継続し、捕獲等について関係機関と協議する。
- 3 センターのホームページ等でクマの出没や施設利用の停止を周知する。
- 4 捕獲の完了又は定期的な調査で痕跡が発見されなくなるまで施設利用を停止し、再開時期等については関係機関と協議して定める。

Ⅱ 初期対応

- 1 所長は、速やかに利用者に建物内への避難を促し、避難誘導を確実に行う。また、把握している入山者に連絡し、避難を呼びかける。
- 2 所長は、安全に配慮した上で負傷者の救護・救助を行うとともに、消防局へ救急要請を行う。なお、負傷者からの電話による通報の場合は、警察等の到着まで待機し、警察等の指示を受けて救助等に対応する。
- 3 所長は、発見した区域に利用者が入らないよう立入禁止区域に設定する。また、クマの発見及び負傷者発生に関する周知を行う。
- 4 所長は、情報を整理し利用者へ情報提供するほか、速やかに関係機関へ連絡する。

Ⅲ 事後対応

- 1 発見以降の利用団体への対応等は次のとおりとする。
 - (1) 当分の間、施設利用を停止し、利用予定団体にその旨を伝達する。
 - (2) 消防局による負傷者の搬送介助を可能な範囲で行う。
 - (3) 捜索等の拠点としての機能を整える。
- 2 所長は、立入禁止区域の設定及び施設利用の停止を継続し、捕獲等について関係機関と協議する。
- 3 センターのホームページ等でクマの出没や負傷者の発生、捕獲方針、施設利用の停止等を周知する。
- 4 捕獲の完了又は定期的な調査で痕跡が発見されなくなるまで施設利用を停止し、再開時期等については関係機関と協議して定める。

活動エリア内でクマの目撃情報等を受けた場合のフローチャート

1 クマの目撃（利用者等）

2 センター本部等へ通報

3 電話受けた所員が情報収集等

◎目撃情報の確認

- 1 いつ・どこで・誰が見たか？
- 2 クマの特徴・大きさ・行き先や方角（他の動物との見間違いの可能性等）

○対応担当所員の確認（①所長②副所長③プロパー④グループ長⑤その他）

○主担当が関係機関（※連絡先一覧）へ通報

4 利用者の避難誘導、関係機関との協議

◎利用者の安全確保・避難誘導

- ・利用者の避難誘導、立入禁止区域の設定、下山の補助等
- ・利用予定団体への説明

○関係機関とともに目撃情報の真偽・クマである可能性を協議し、現地確認を準備

5 目撃場所の現地調査

◎複数の関係機関で現場確認（合同）

- ・クマの習性による形跡、痕跡の有無（カモシカ等でないか？）
- ・周辺区域の安全性評価

○目撃場所周辺の調査後の検証、評価

※ヘルメット等のほか、獣除けの鈴、なた、クマ撃退スプレー、カメラ等を持参

6-1 クマの可能性が低く、野外活動可能
と判断できる場合

◎利用再開に向けた調整

- 1 クマの痕跡がなく、見間違いであると判断できる場合は市施設所管課と再開に向けた協議を実施
- 2 目撃情報周辺は警戒区域とし、利用受入れの再開を準備
- 3 施設利用の再開
- 4 利用予定団体にも伝達

6-2 クマの可能性が高く、野外活動困難
と判断する場合

◎当分の間、施設利用を停止

- 1 クマの痕跡がある、又は痕跡の疑いがある場合はカメラ等で記録し、撤収
- 2 目撃情報周辺の立入禁止区域を継続
- 3 捕獲等について、関係機関と協議
- 4 センターHP等でクマ出没等を周知
- 5 捕獲完了又は定期調査で痕跡が発見されなくなるまで施設利用を停止（利用予定団体等への連絡）

所員等がクマと遭遇・発見した場合のフローチャート

- 1 クマと遭遇・発見（所員等）
- 2 センター本部等へ報告・通報



3 所員が情報整理

◎情報整理

- 1 いつ・どこで・誰が見たか？
- 2 クマの特徴・大きさ・行き先や方角

○対応主担当所員の確認（①所長②副所長③プロパー④グループ長⑤その他）



4 利用者の避難誘導、関係機関との協議

◎利用者の安全確保・避難誘導

- ・利用者の避難誘導、立入禁止区域の設定、下山の補助等
- ・利用予定団体へ施設利用の停止を説明
- ・必要に応じて、警察による下山中警護を依頼

○関係機関と今後の対策等について協議

○搜索等の拠点機能を整備



5 他機関との合同現地調査等

◎複数の関係機関で現場確認（合同）

- ・クマの形跡、痕跡の有無
- ・活動、行動範囲の調査

○遭遇・発見場所周辺調査後の検証、評価

- ・周辺区域の安全性評価
- ・クマの危険性評価



6 施設利用停止に関する方針

◎当分の間、施設利用を停止

- 1 遭遇・発見場所周辺は立入禁止区域を継続
- 2 捕獲、駆除等について、関係機関と協議
- 3 センターHP等でクマ出没、施設利用の停止等を周知
- 4 捕獲完了又は定期調査で痕跡が発見されなくなるまで施設利用を停止（利用予定団体等への連絡）
- 5 利用再開条件を検討し、市施設所管課と協議

クマによる負傷者発生の場合のフローチャート（救護等）

1 クマによる負傷者発生（利用者等）

2 センター本部等へ通報



3 所員が情報整理

◎情報整理

- 1 いつ・どこで・誰が負傷したか？
- 2 負傷者情報、意識の有無、負傷部位、行動・下山の可否、その他の利用者の安全確保等について聴取
- 3 クマの特徴・大きさ・行き先や方角

○対応主担当所員の確認（①所長②副所長③プロパー④グループ長⑤その他）

○主担当が消防局への救急要請の後、関係機関（※連絡先一覧）へ通報



4 要救助者の救援、利用者の避難誘導、関係機関との協議

◎要救助者の救援

- ・可能な範囲で要救助者の救護、救助（危険な場合は警察等の到着後に実施）
- ・救急搬送の介助

◎利用者の安全確保・避難誘導

- ・利用者の避難誘導、立入禁止区域の設定、下山の補助等
- ・利用予定団体へ施設利用の停止を説明
- ・必要に応じて、警察による下山中警護を依頼

○関係機関と今後の対策等について協議

○搜索等の拠点機能を整備



5 猟友会等による捕獲等

◎猟友会や警察による捕獲等（可能な範囲で協力）

- ・活動、行動範囲の調査
- ・箱罠等の設置
- ・巡視等



6 施設利用停止に関する方針

◎当分の間、施設利用を停止

- 1 負傷場所周辺は立入禁止区域を継続
- 2 センターHP等でクマ出没、負傷者の発生、捕獲方針、施設利用の停止等を周知
- 3 捕獲完了又は定期調査で痕跡が発見されなくなるまで施設利用を停止（利用予定団体等への連絡）
- 4 利用再開条件を検討し、市施設所管課と協議

◎連絡先一覧

区 分	名 称	電話番号
施設所管課	指導課	457-2411
市担当課	保健所浜北支所	585-1398
消防	北消防署	527-0119
医療機関	聖隷三方原病院	436-1251
食堂管理	エムシーフードサービス	411-6133
指定管理者	(公財)スポーツ協会	411-8686

<資料2-15>

食中毒(ノロウイルス等)

I 事前の安全対策

【食堂】

- 1 スポーツ協会は、食中毒が発生しないよう食堂関係者には食堂内の衛生管理と調理人の衛生指導を徹底させ、法令や規則を遵守する。
- 2 利用者は、食事前に石けんで手洗い、手指消毒を励行する。
- 3 食堂管理責任者は、法律や規則に基づいた衛生管理を食堂関係者に遵守させ、その結果の記録を保管し、適宜、所長（又は所長代理）に報告する。
- 4 食堂管理責任者は、施設設備・備品・調理器具等の状態を把握し安全と衛生状態を維持する。
- 5 食堂管理責任者は、害虫防除の措置を講ずる。（毎月定期的に業者が点検をする。）

【炊飯活動】

- 1 所員は、調理前に必ず食器類を煮沸消毒する。（食器・箸・スプーン・包丁・まな板・しゃもじ・玉じゃくし・菜箸など）
- 2 所員は、調理前に調理台、流し台など清掃をする。
- 3 所員は、常に食器や食材保冷庫の清掃を徹底し衛生状態を保つ。（冷蔵庫常設）
- 4 所員は、炊飯棟併設のトイレには必ず消毒洗浄液を常備し、手洗い、手指消毒を励行する。

食中毒の発生

II 初期対応

- 1 所長（又は所長代理）は、利用者の中から食中毒症状が出た場合、利用団体代表者等と協力し、発症者の人数、症状を把握する。
- 2 所長（又は所長代理）は、情報を食堂関係者に知らせ、調理人の健康状態を把握する。
- 3 所長（又は所長代理）は、保健所浜北支所に連絡し状況を伝え、今後の対応の指示を受けるとともに、市に連絡する。また、利用団体代表者等は、症状が出た者を病院に搬送し診察治療を受けさせる。
- 4 スポーツ協会は、食中毒（疑い）が出たことを全所員・全利用者に情報を提供する。全ての利用者に、手洗いを徹底させる。
- 5 所長（又は所長代理）は、嘔吐物や排泄物等があった場合には、保健所の指導を得るなど二次感染防止を徹底した上で、団体の指導者に適切に処理させる。＜資料5＞
- 6 所長（又は所長代理）は、初期対応の状況についてその都度、市に報告する。

III 事後対応

- 1 スポーツ協会は、食中毒の有無、原因、食堂事業の実施可否、今後の衛生管理等対策等について保健所浜北支所の指導・指示を受ける。
- 2 スポーツ協会は、退所後の経過を利用団体代表者等に確認する。
- 3 スポーツ協会は、保健所の調査結果及び指導等を踏まえ事故原因を分析するとともに市へ事故発生状況報告書＜資料9-1＞を提出する。
- 4 所長（又は所長代理）は、最新の情報を市に報告する。市及びスポーツ協会は、各々が行った緊急対応を時系列で記録整理する。

◎連絡先一覧

区 分	名 称	電話番号
施設所管課	指導課	457-2411
市担当課	保健所浜北支所	585-1398
消防	北消防署	527-0119
医療機関	聖隷三方原病院	436-1251
食堂管理	エムシーフードサービス	411-6133
指定管理者	(公財)スポーツ協会	411-8686

<資料2-16> 食物アレルギー

I 事前の安全対策

- 1 スポーツ協会は、利用団体との事前打ち合わせで食物アレルギーの調査を依頼する。
- 2 利用団体代表者等は、食物アレルギーの調査結果を食堂管理責任者に報告し、食堂管理責任者はその対策について利用団体に情報提供を行い、利用団体代表者等は、利用者（またはその保護者）の承諾を得た上で食堂管理責任者とともに確実に対策を実行する。
- 3 所長（又は所長代理）は、食堂管理責任者の判断において利用者の食物アレルギーに対して個別対応ができない場合に限り、利用者の個人食材の持ち込みを許可する。
- 4 利用団体代表者等は、利用者の中で食物アレルギーを有しており「エピペン®」などの救急治療薬が処方されている者がいる場合は、持参の有無や管理方法、万一発症した場合の対応を事前に保護者・本人・主治医等と話し合っておく。

食物アレルギーの発症

II 初期対応

- 1 所長（又は所長代理）は、利用者の中で食物アレルギーが出た場合は、症状に応じて病院に搬送するか救急の出動を依頼する。また、利用団体代表者等は、速やかに本人の家族に連絡をする。
- 2 所長（又は所長代理）は、利用者がアナフィラキシーを発症した場合、症状（資料6-1）に応じて対応する。経過記録票（資料6-2）を利用して症状の経過を記録する。
- 3 所長（又は所長代理）は、必要に応じて初期対応の状況について市に報告する。

III 事後対応

- 1 スポーツ協会は、症状によって、退所後の経過を利用団体代表者等に確認する。
- 2 スポーツ協会は、事故原因を分析するとともに市へ事故発生状況報告書<資料9-1>を提出する。
- 3 スポーツ協会は、再発防止策を検討し、防止策を実施する。
- 4 所長（又は所長代理）は、必要に応じて最新の情報を市に報告する。市及びスポーツ協会は、各々が行った緊急対応を時系列で記録整理する。

<資料2-17> 感染症 (インフルエンザ等)

◎連絡先一覧

区 分	名 称	電話番号
施設所管課	指導課	457-2411
市担当課	保健所浜北支所	585-1398
消防	北消防署	527-0119
医療機関	聖隷三方原病院	436-1251
指定管理者	(公財)スポーツ協会	411-8686

I 事前の安全対策

- 1 利用団体代表者等は、利用者がインフルエンザ等の感染症による学級・学年・学校閉鎖期間にある場合、該当者の参加を避けるものとする。
- 2 所長（又は所長代理）は、感染症の蔓延が心配される場合や利用団体から事前に感染症に関する相談があった場合、利用団体代表者等と協議の上、実施の可否について判断する。

感染症の症状の確認

II 初期対応

- 1 所長（又は所長代理）は、感染症の症状が疑われる利用者が出た場合、発症者を医務室に隔離する。利用団体代表者等は、責任をもって速やかに発症者を帰宅もしくは病院へ搬送する。対象者が退所後、速やかに施設内の該当箇所の消毒を実施する。
- 2 所長（又は所長代理）は、利用団体代表者等と協議のうえ活動の継続か中止かを決定する。
- 3 所長（又は所長代理）は、感染症（疑い）の情報を全所員・利用団体代表者等で共有し、全ての利用者が手洗い・咳エチケットを徹底する。
- 4 所長（又は所長代理）は、必要に応じて初期対応の状況について市に報告する。

III 事後対応

- 1 所長（又は所長代理）は、二次感染の危険性がある場合、活動の変更及び中止を指示するとともに、必要と判断する箇所の消毒を実施する。
- 2 スポーツ協会は、症状によって、退所後の経過を利用団体代表者等に確認する。
- 3 スポーツ協会は、市へ事故発生状況報告書<資料9-1>を提出する。
- 4 所長（又は所長代理）は、必要に応じて最新の情報を市に報告する。市及びスポーツ協会は、各々が行った緊急対応を時系列で記録整理する。

◎連絡先一覧

＜資料2-18＞ 野外活動対策
(沢登り・アスレチック・ナイトウォーク・ウォークラリー等)

区 分	名 称	電話番号
施設所管課	指導課	457-2411
消防	北消防署	527-0119
国有林管理者	天竜森林管理署	588-5591
医療機関	聖隷三方原病院	436-1251
指定管理者	(公財)スポーツ協会	411-8686

1 沢登り

事前の安全対策

- (1) 所員は、定期的にコースの安全確認を行い、チェック表に記録する。また、台風や大雨後は、必ず事前にコースの安全確認を行う。＜資料7-2、7-3参照＞
- (2) 利用団体指導者等は、沢登りを実施する場合は、服装や準備物の確認を指導・実施する。＜資料7-1参照＞

実施の判断

- (1) 所長（又は所長代理）、所員、利用者は、「Ⅲ危機管理対応表」に基づいて実施の協議及び判断を行う。
- (2) 所員は、悪天候や沢の水量が多いことが予想される環境で沢登りの実施を検討する場合は、事前に現地の状況を確認・記録する。所長（又は所長代理）は、現地の状況の報告を受け、利用団体代表者等へ天気予報とともに各種情報提供を行い、利用団体代表者等と協議して実施を判断する。
- (3) 道中の行き帰りが危険である場合は中止する。
- (4) 沢の水量が多く渡れる岩が少ない場合や流れが急な場合は中止する。
- (5) 道中や沢に倒木や土砂崩れ、落石等の危険性がある場合は中止する。

実施時の安全対策

- (1) 沢登りを実施する場合は、指導者として所員が原則1人以上利用者に帯同し、直接参加者に安全指導を行う。
- (2) 沢登りを実施する場合は、所員の指導の下、参加者はヘルメットとライフジャケットを着用する。
- (3) 利用団体指導者等は、活動前・中・後の人員点呼と健康観察・安全確認を必ず行う。

2 アスレチック ＜閉鎖中＞

事前の安全対策

- (1) 所員は、アスレチックコース遊具の安全点検を毎月1回以上行う。
- (2) 所長（又は所長代理）及び所員は、アスレチック利用者に必ず注意事項を伝える。また、スポーツ協会は、看板を立て利用上の注意事項を表示する。
- (3) 小学生以下の者が使用する場合は、保護者又は利用団体責任者等が付き添うものとする。

実施の判断

- (1) 所長（又は所長代理）、所員、利用者は、「Ⅲ危機管理対応表」に基づいて実施の協議及び判断を行う。
- (2) 雨天時や雨天後は、転落による事故が発生しやすいため、利用禁止とする。
- (3) 利用団体指導者等に無線機を貸し出し、所員と指導者と連絡を取り合う。

3 ナイトウォーク

事前の安全対策

- (1) スポーツ協会は、周回コースの木々や障害物等に蛍光塗料や蛍光テープをつけ、安全に歩くことができるような環境整備をする。
- (2) 利用団体代表者等は、グループごとに実施する場合、必ず利用団体指導者のチェックポイントを設置する。
- (3) 所員は、事前のコース点検を定期的に行う。

実施の判断

所長（又は所長代理）、所員、利用者は、「Ⅲ危機管理対応表」に基づいて対応する。

4 ウォークラリー・ポイントハイク・ハイキング

事前の安全対策

- (1) 所員は、事前のコース点検を定期的に行う。
- (2) 所長（又は所長代理）は、事前の打ち合わせで、利用団体指導者に起こりうる危険を伝える。それをもとに、利用団体代表者等は、事前に参加者への安全指導を行う。

（過去の事例）

- ・熱中症
- ・雨天後の木の根の上で滑って捻挫
- ・スズメバチの刺傷

実施の判断

所長（又は所長代理）、所員、利用者は、「Ⅲ危機管理対応表」に基づいて対応する。

5 その他の活動

事前の安全対策

所員は、コースや利用場所、利用器具の点検を定期的に行う。

実施の判断

所長（又は所長代理）、所員、利用者は、「Ⅲ危機管理対応表」に基づいて対応する。

◎連絡先一覧

区 分	名 称	電話番号
施設所管課	指導課	457-2411
市担当課	保健所浜北支所	585-1398
消防	北消防署	527-0119
医療機関	聖隷三方原病院	436-1251
食堂管理	エムシーフードサービス	411-6133
指定管理者	(公財)スポーツ協会	411-8686

<資料2-19> 異物混入 (食堂食)

I 事前の安全対策

- 1 スポーツ協会は、異物混入が発生しないよう食堂関係者に食堂内の衛生管理と調理人の衛生指導を徹底させ、法律や規則を遵守する。
- 2 食堂管理責任者は、法律や規則に基づいた衛生管理を食堂関係者に遵守させ、その結果の記録を保管し、適宜、所長（又は所長代理）に報告する。
- 3 食堂管理者（スポーツ協会）は、設備施設・備品・調理器具等の状況を把握し、安全と衛生状態を維持する。

II 初期対応

配食前に異物混入を発見した場合

- 1 食堂管理者及び調理人は、異物混入を発見した時点で、調理作業を中断し、異物を全て取り除く。
- 2 取り除けなかった場合は、食堂の利用を中止する。
- 3 献立変更が可能な場合は、食堂管理責任者の判断で実施する。

配食後に異物混入を発見した場合

- 1 所長（又は所長代理）は、利用団体代表者等と連携し、異物混入の状況（混入物の内容・混入量・食した者の有無等）を調査し、必要に応じて食事を中断、若しくは中止させる。
- 2 異物を食した者があった場合は、利用団体代表者等は病院に搬送し、必要な診療治療を受けさせる。
- 3 食堂管理者（スポーツ協会）及び調理従事者は、速やかに状況を調査し原因を特定する。
- 4 健康被害が発生した場合は、スポーツ協会は、市の条例に基づき保健所に届け出る。
- 5 所長（又は所長代理）は、異物に関する情報を全所員で共有し、利用団体代表者等に情報を伝える。
- 6 所長（又は所長代理）は、必要に応じて初期対応の状況について市に報告する。

III 事後対応

- 1 スポーツ協会は、退所後の経過を利用団体代表者等に確認する。
- 2 スポーツ協会は、事故原因を分析するとともに、市へ事故発生状況報告書<資料9-1>を提出する。
- 3 スポーツ協会は、再発防止策を検討し、防止策を実施する。
- 4 所長（又は所長代理）は、必要に応じて最新の情報を市に報告する。市及びスポーツ協会は、各々が行った緊急対応を時系列で記録整理する。

◎連絡先一覧

区 分	名 称	電話番号
施設所管課	指導課	457-2411
災害対策本部	北行政センター 地域振興担当	523-1112
最寄行政機関	浜松市引佐支所	542-1111
消防	北消防署	527-0119
医療機関	聖隷三方原病院	436-1251
指定管理者	(公財)スポーツ協会	411-8686

<資料2-20>

弾道ミサイル等の発射

I 事前の安全対策

スポーツ協会は、防災計画を立て、必要に応じて防災訓練を実施する。

弾道ミサイル等の発射に関する情報の把握

所長（又は所長代理）は、次の表に基づいて利用者に対応する。

「Jアラート」による情報伝達があった場合

- 1 所長（又は所長代理）は、速やかに「所内警戒本部」の設置を準備し、利用者、市及び関係機関と弾道ミサイル等の発射予測に関する情報の伝達・収集に努める。
- 2 所員、及び利用団体代表者等は、利用者に建物内への避難を促し、避難誘導を行う。
- 3 所員は、体育室、食堂、多目的ホールの窓を閉める。
- 4 利用者は、避難行動後、建物内の窓から離れ、中央に集まり身を守る姿勢をとる。窓側に背を向ける。

II 初期対応（着弾後）

- 1 所長（又は所長代理）は、次の表に基づいて利用者に対応する。

状況 内容	浜松市への影響なし	浜松市への影響あり
	施設の利用	利用者への情報提供 避難の解除
活動	活動再開の判断 落下物等には決して近寄らない	身の安全を最優先にした行動 活動中止・避難の継続

- 2 所長（又は所長代理）は、「所内対策本部」を設置し、関係機関との連絡や情報収集に努める。
- 3 利用団体代表者等は、利用団体の実情等に応じて保護者と連携を図りながら、利用者の安全を最優先とした対処を講じる。特に、けが人が出た場合、速やかに応急処置をし、傷害の程度や症状によっては救急の出動を要請する（119番）か、救急隊の状況によっては医療機関へ搬送する。
- 4 所長（又は所長代理）は、災害が重大で利用者の滞在が長くなる可能性が高い場合は、長期的な水や食糧の確保のため、利用者を旧川名小学校へ避難させる。所員は、旧川名小学校までの退所ルートの安全確認を行い、旧川名小学校まで引率する。
- 5 所員は、利用者が退所する場合は、安全を確保するため退所ルートの安全確認をする。所員は、旧川名小学校横バス駐車場、反転地、第一駐車場まで利用者を誘導する。
- 6 所長（又は所長代理）は、初期対応の状況について市に報告する。


Ⅲ 事後対応

- 1 所長（又は所長代理）は、市及び区災害対策本部と連携して、速やかに当該事象の安全確認を行う。
- 2 所長（又は所長代理）は、活動場所の安全を確認し、施設等の被害状況を関係機関へ報告後、利用者の屋外活動の再開を許可する。
- 3 所長（又は所長代理）は、最新の情報を市に報告する。市及びスポーツ協会は、各々が行った緊急対応を時系列で記録整理する。

Ⅲ 危機管理対応表

【注意】当センターの所在地は**気象庁が発令する注意報や警報は「浜松市南部」に該当する。**

状況 内容	注意報発令時											警報発令時			土砂災害警戒情報	特別警報時		
	影響が懸念					影響が確実						大雨	暴風雪	暴風			洪水	
	大雨	大雪	強風	洪水	雷	濃霧	大雨	大雪	強風	洪水	雷							濃霧
沢登り	△	△	△	△	□	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
ナイトウォーク	△	△	△	△	□	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
ポイントハイク	△	△	△	△	□	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
ウォークラリー	△	△	△	△	□	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
ハイキング	△	△	△	△	□	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
アスレチック	△	△	△	△	□	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
ネイチャーゲーム	△	△	△	△	□	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
キャンプファイヤー	×	＼	×	△	□	△	×	＼	×	×	×	×	×	＼	×	×	×	×
炊飯活動	□	□	□	□	□	□	△	△	×	△	△	△	△	×	×	△	×	×
野営宿泊 (常設テント)	□	＼	□	□	□	□	△	＼	×	△	△	△	×	＼	×	×	×	×
野営宿泊 (組立テント)	△	＼	△	△	□	△	×	＼	×	×	×	×	×	＼	×	×	×	×

□・・・利用団体に情報を提供する。

△・・・気象庁の情報をもとに所長（又は所長代理）は利用団体代表者等と協議の上、実施の可否及び打ち切りを決定する。活動中も随時状況を見て、所長（又は所長代理）は利用団体代表者等と協議し可否の判断をする。なお、判断の目安は内規を参照する。

×・・・活動を中止する。

＼・・・冬季（11月～3月）の活動はない。

IV 関係資料

＜資料3＞応急処置マニュアル

頭部打撲	<p>① 首から上のけがの場合は、原則として救急車要請もしくは利用団体代表者等による病院への搬送を基本とする。</p> <p>② 意識の有無や事故発生状況、利用者の状態などを確認する。 ※意識障害・嘔吐・けいれん等があればすぐに救急車（119番）を要請する。</p> <p>③ 安静に寝かせ、外傷があれば、清潔なガーゼ等で止血する。</p>
骨折	<p>【症状】激痛・変形・顕著な腫れ・内出血</p> <p>① 骨折の疑いがある場合は、救急車を要請する。もしくは利用団体代表者等が病院へ搬送する。</p> <p>② 必要に応じて木・板・雑誌等で固定するなどの応急処置を行う。 ※出血等外傷がある場合は、ガーゼで圧迫止血をする。</p>
やけど	<p>① すぐに水で冷やす。汚れがある場合は、洗い流す。 ※衣服の上からやけどをした場合は、服の上から冷やし、無理に服を脱がさない！</p> <p>② 清潔なガーゼを当てる。 ※水疱はつぶしたり、破いたりしない。 ※水疱が破れた場合は、消毒をしてガーゼを当てる。 ※軟膏は塗らない。</p> <p>③ 重度の場合は、救急車を要請する。</p>
突き指・捻挫	<p>① 安静にし、アイシングを行う。</p> <p>② テーピングや包帯を使って患部を圧迫する。</p> <p>③ 患部を挙上する。 ※腫れ・変形・痛みが強いつきは病院へ搬送する。</p>
すり傷	<p>① 流水で汚れを落とす。</p> <p>② 消毒をする。</p>
切り傷	<p>① 清潔なガーゼで圧迫止血をする。</p> <p>② a 出血が治まる …………… ガーゼで圧迫包帯をする。 B 出血が治まらない … 圧迫包帯をして病院へ搬送する。 ※創部部位は心臓より高くすること。</p>
貧血	<p>【症状】顔面蒼白・嘔気・気分不良</p> <p>① 涼しい場所で衣服をゆるめる。</p> <p>② 頭を低くする姿勢をとる。</p>
鼻出血	<p>① ガーゼ・ティッシュ等で圧迫する。</p> <p>② 鼻部を親指と人差し指でつまみ、左右から鼻中隔を圧迫する。</p> <p>③ 出血が続くときは、氷などで冷やす。 ※のどに流れてきた血は飲み込まないようにする。</p>
過呼吸発作	<p>【症状】息が荒くなり、しびれや痙攣とともに意識が朦朧となる。</p> <p>① 静かな場所に移動し、ゆっくりと浅い呼吸を心がける。</p> <p>② 傷病者に話しかけてコミュニケーションし、呼吸を抑制する。</p>
てんかん発作	<p>【症状】突然意識が消失し、けいれんが続く。 ※けいれんを止めることはできないので、水難等の二次的な事故の発生を防ぐ。 ※利用団体代表者等は、事前に主治医の指示を聞いておく。所員と協議し、対応策を検討する。</p> <p>① 安静に寝かせ、衣服をゆるめる。</p> <p>② 全身または顔を横向きにし、唾液の誤飲を防ぐ。</p>

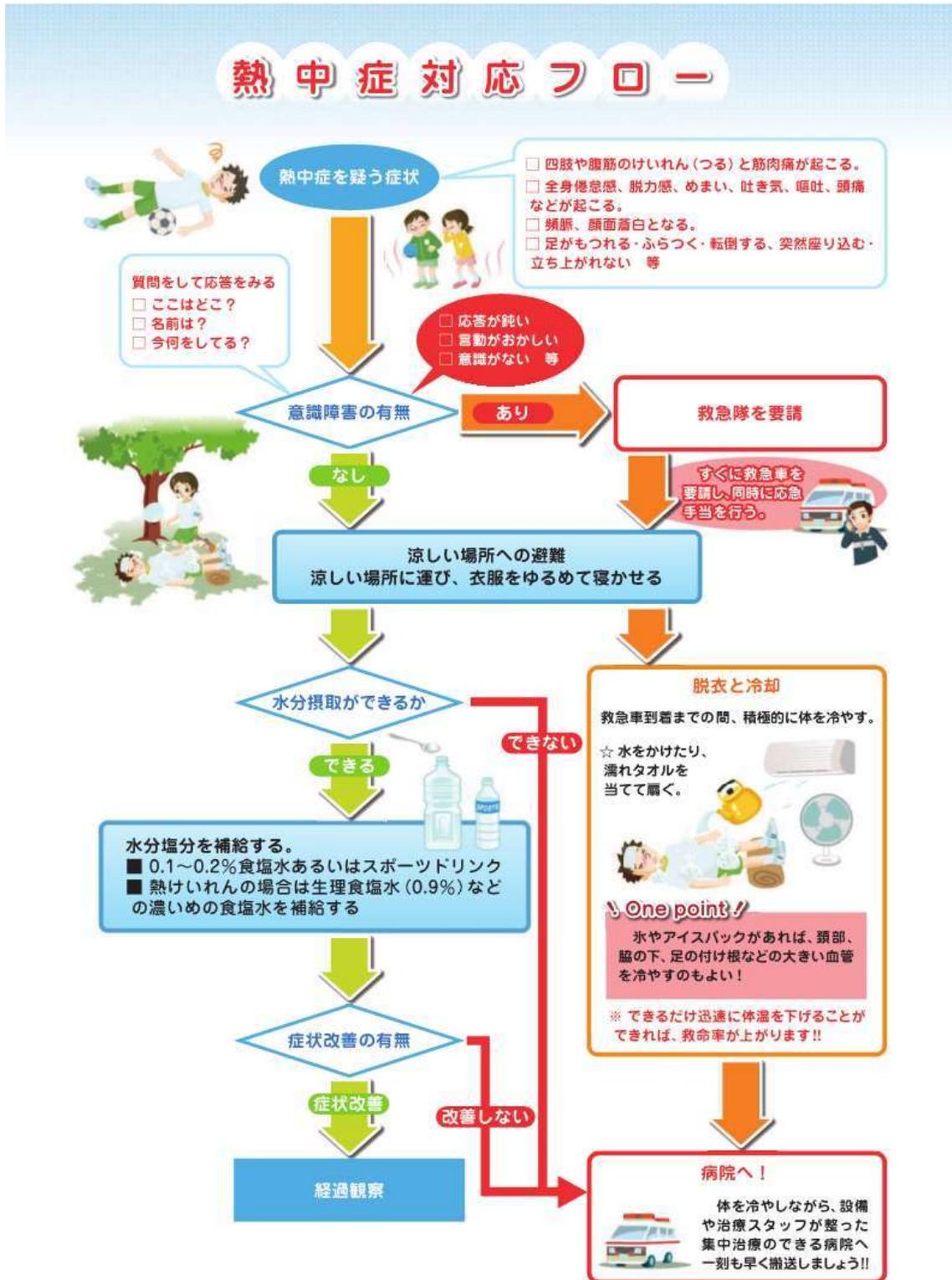
	<p>③ 落ち着いたら安静にし、様子を見る。 ※状況に応じて救急車を要請する。</p>
熱中症	<p>① 涼しい場所へ移動し、衣服をゆるめて寝かせて、氷やアイスパックで体を冷やす。 ② 水分塩分を補給する。(食塩水やスポーツドリンク等) ※意識障害がある場合は、直ちに救急車を要請する。若しくは、 ①、②を行っても症状が改善しない場合には直ちに救急車を要請する。</p>
虫刺され	<p>① 消毒をし、かゆみがあれば軟膏をぬる。 ② 熱がある場合には、氷やアイスノン等で患部を冷やす。</p>
スズメバチに刺されたら	<p>【症状】激痛・拍動痛・意識低下 ① 水で洗い流し、毒を吸引器で吸い出す。 ② 病院へ搬送する。※アナフィラキシーショックを確認した場合は、直ちに救急車を要請する。</p>
毒ヘビ(マムシ・ヤマカガシ)に咬まれたら	<p>【症状】(マムシ) 毒牙のあとが2か所残る。激痛。 (ヤマカガシ) 毒牙は奥歯で、あとが2か所残る。痛みは軽度であるが皮下出血がある。 ① 毒ヘビに咬まれた場合は直ちに救急車を要請する。 ② かまれた場所から5～6cm心臓に近いところをタオル等でしばる。(15分間隔でゆるめる) ③ 毒を吸引器で吸い出し、病院へ搬送する。 ④ 咬まれた時間やヘビの種類や特徴などを記録しておく。</p>
セアカゴケグモに刺されたら	<p>【症状】激痛・腫れ・発熱・腹痛・痙攣 ① 水で洗い流す。 ② 出血がある場合は、毒を体外に出すため止血しない。 ③ 病院へ搬送する。</p>
マダニに咬まれたら	<p>【症状】痛みはないが後に化膿するおそれ ① 皮膚から放すことは困難。 ② かまれた状態のまま、病院へ搬送する。</p>
ムカデに咬まれたら	<p>【症状】激しい疼痛・しびれ・炎症・かゆみ ① 水で洗い流す。 ② 悪寒・頭痛・吐き気などがある場合は、病院へ搬送する。</p>
ヒアリ・アカカミアリ	<p>【症状】激しい痛み・水疱状の腫れ ① 体調の急変があるかどうかを確認する。 ② 急変がない場合には、皮膚科、内科(又は小児科)へ搬送する。 ③ 体調の急変(ひどいじんましんや血圧低下、呼吸困難)がある場合は速やかに救急車を呼び病院へ搬送する。</p>
カエントケに触れたら	<p>【症状】皮膚の炎症・腹痛・嘔吐・下痢・めまい・呼吸困難 ① 石けんを使用して、水で洗い流す。 ② 病院へ搬送する。</p>
カエントケを食べたら	<p>【症状】腹痛・嘔吐・下痢・めまい・呼吸困難・しびれ ① ぬるま湯を飲ませ、吐かせる。 ② 病院へ搬送する。</p>

☆救急車要請時の注意点

- 1 利用団体代表者等は、常に健康調査カードを携帯し、事故対応時に参照する。
- 2 事故現場から救急車まで傷病者を搬送させなければならない場合は、連絡時に傷病者の情報を伝え、救急隊の指示に沿って対応する。

<資料4-1>熱中症の応急処置

【出典】独立行政法人 日本スポーツ振興センターより



＜資料4－2＞熱中症予防運動指針

【出典】浜松市学校(園)防災対処基準(浜松市教育委員会)より

活動場所の暑さ指数 (WBGT)	運動指針/「熱中症予防のための運動指針」参考
31℃以上 運動は原則中止	特別な場合以外は <u>原則</u> 運動を中止
	<p>原則が付されている対処について、下記の条件を満たしていれば、最大限の注意を払いながら 運動実施</p> <p>運動を実施する場合には、運動の内容や実施方法等について管理職等の理解を得た上で、浜松市熱中症事故防止重点項目に基づく対応を行うこと。</p> <p>頻繁(10分～15分おきくらい)に休息をとり、水分・塩分の補給を行うとともに、全ての児童生徒等において、運動時間を短縮したり運動を軽減したりすること。</p>
28℃以上 嚴重警戒	嚴重警戒を払いながら 運動実施
	<p>激しい運動や体温が上昇しやすい運動を避けるとともに、に基づく対応を行うこと。</p> <p>頻繁(15分～20分おきくらい)に休息をとり、水分・塩分の補給を行うとともに、特に体力の低い児童生徒等や暑さに慣れていない児童生徒等においては、必要に応じて運動時間を短縮したり運動量を軽減したりすること。</p>
25℃以上 警戒	警戒を払いながら 運動実施
	<p>浜松市熱中症事故防止重点項目を参考に、積極的(激しい運動では、30分おきくらい)に休息をとり、水分・塩分を補給すること。</p>
21℃以上 注意	注意を払いながら 運動実施
	<p>浜松市熱中症事故防止重点項目を参考に、運動前・運動中の健康観察をとって熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給すること。</p>
21℃未満 ほぼ安全	必要に応じて配慮しながら 運動実施
	<p>熱くなり始めた時期には、体を暑さに慣らすための段階的な指導(1週間程度)に配慮し、適宜水分・塩分の補給をすること。</p>

＜資料5＞嘔吐物の処理

【出典】独立行政法人 日本スポーツ振興センターより

JAPAN SPORT COUNCIL 日本スポーツ振興センター H25.1

ノロウイルス感染の予防 ～安全に嘔吐物を処理する～

ノロウイルスの流行拡大を防ぐには、発病者から他の人へ感染する「二次感染」の防止が大切です。衛生的な手洗い（教材カード平成22年7月No.4参照）のほか、嘔吐した場合には、迅速かつ確実に嘔吐物の処理を行う必要があります。
嘔吐物処理セットをすぐ手の届くところに準備しておくとう良いでしょう。

◆ 嘔吐物処理セット ◆

- ・専用バケツ
- ・【取扱注意】次亜塩素酸ナトリウム水溶液（塩素系漂白剤）
- ・回収用ビニール袋 5枚程度
- ・防護具（エプロンなど使い捨てが望ましい。）
- ・使い捨て手袋、マスク
- ・ペーパータオル、新聞紙など
- ・水



① 防護具（エプロンなど）、手袋、マスクを着用する。

② 1000ppmの消毒液を作る。
水500mlに対し、ペットボトルキャップ2杯（10ml）の塩素系漂白剤をバケツに入れる。

③ 汚物をペーパータオルなどで静かに覆い、汚物の量とほぼ同量の②の消毒液を飛び散らないように静かに注ぐ。

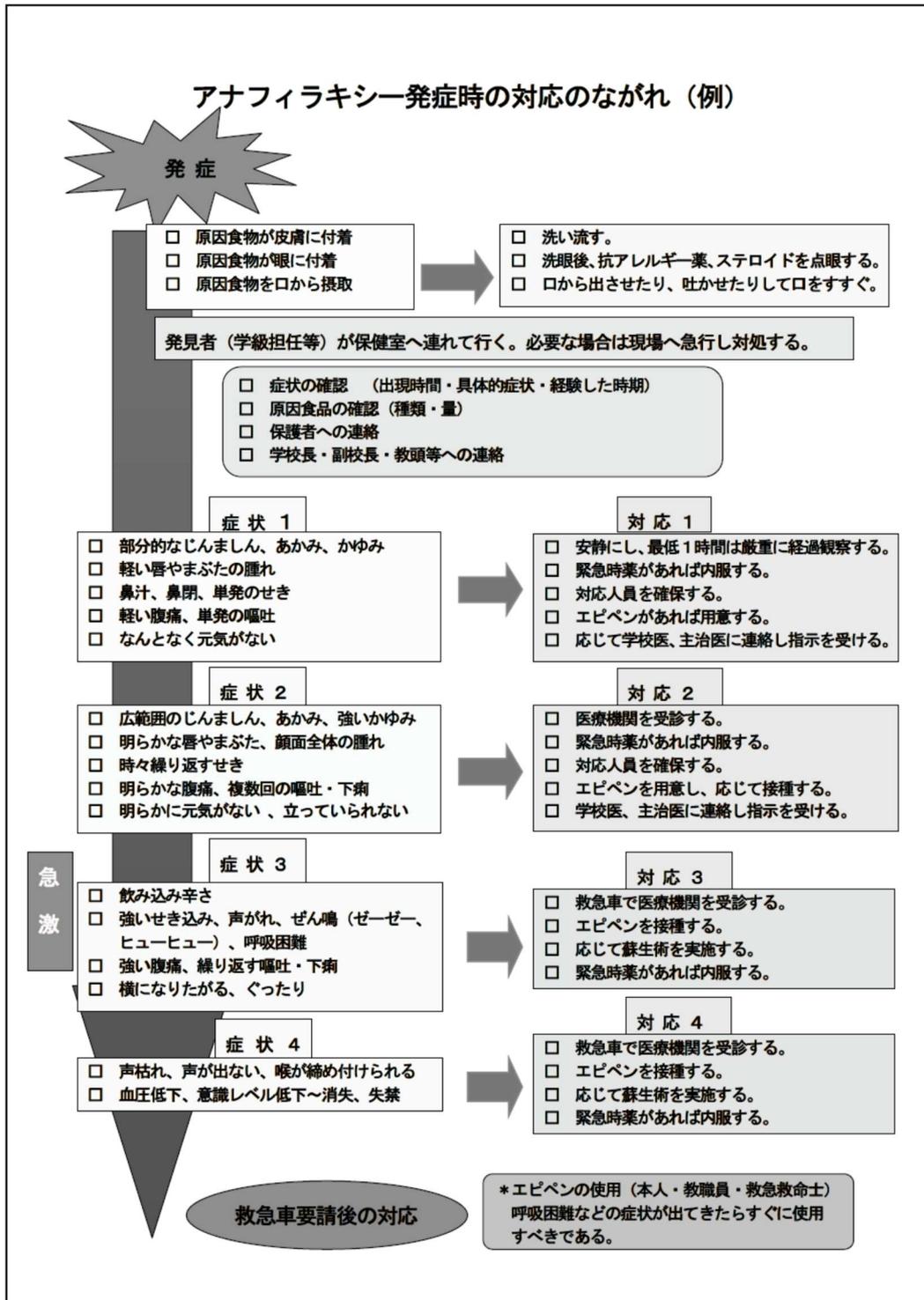
④ さらに、ペーパータオルなどで外側から内側に向けて静かに拭き取り、ビニール袋に入れる。

⑤ 拭き取ったあとの床は、もう一度ペーパータオルなどをかぶせて広い範囲を消毒液で拭き取り、ビニール袋に入れて、捨てる。
⚠️ 手袋や防護具は表の面を包み込むように外し、ビニール袋に入れて、捨てること。

＜資料6-1＞アナフィラキシー発症時の対応のながれ

【出典】独立行政法人 日本スポーツ振興センター

『「学校の管理下における食物アレルギーへの対応」調査研究報告書』より



＜資料6-2＞アナフィラキシー緊急時対応経過記録票

【出典】独立行政法人 日本スポーツ振興センター

『「学校の管理下における食物アレルギーへの対応」調査研究報告書』より

アナフィラキシー緊急時対応経過記録票(例)

児童生徒氏名 _____ 生年月日 平成 年 月 日 () 歳

1. 摂取時間	平成 年 月 日 時 分								
2. 食べたもの									
3. 食べた量									
4. 処置	【処置】 【内服など】 【注射】		-口の中のものを取り除く -うがいをする -手を洗う -触れた部位を洗い流す 薬の使用(内容) 時 分 エピペンの使用 あり なし 時 分						
5. 症状	臓器	重症度レベル					臓器	重症度レベル	
	【皮膚】	1	①部分的なじんましん、あかみ、かゆみ						
		2	②広範囲のじんましん、あかみ、強いかゆみ						
		1	③軽い唇や顔(まぶた)の腫れ	【全身】	1	④普段よりやや元気がない			
	2	④明らかな唇や顔(まぶた)、顔面全体の腫れ	2		①明らかに元気がない、立ってられない				
	3	⑤飲み込み辛さ	3		②横になりたがる、ぐったり				
	4	⑥声枯れ、声が出ない、のどが締め付けられる	4		③血圧低下、意識レベル低下～消失、失禁				
	【呼吸器】	1	⑦鼻汁、鼻閉、鼻発の痰		1	④軽い腹痛、嘔吐			
		2	⑧時々繰り返す咳	【消化器】	2	⑤明らかな腹痛、複数回の嘔吐・下痢			
		3	⑨強い吸き込み、声がれ、ぜん息(ゼーゼー、ヒューヒュー)、呼吸困難		3	⑥強い腹痛、繰り返す嘔吐や下痢			
	6. 症状経過	時間	症状	血圧 (mmHg)	脈拍 (回/分)	呼吸数 (回/分)	体温 (℃)	備考欄	
		:							
:									
:									
:									
:									
:									
:									
:									
:									
7. 記録者名									
8. 医療機関	医療機関名	主治医名	電話番号	備考欄(ID番号など)					

<資料7-1> 沢登り 服装

ポイント:安全に活動するため、肌を露出しない!

- 1 頭:赤白帽子とヘルメット
 ※帽子は汗を吸収するため着用
 ※ヘルメットを持参する
 団体は帽子は自由
- 2 上半身:長袖・ライフジャケット
- 3 手:軍手
 ※沢登り中はもちろん、往路も復路も着用する。
- 4 下半身:長ズボン
 ×ハーフパンツ、七分丈
- 5 足: 靴下必ずはく
 ×短い靴下
 靴(下表を参考に)
- 6 その他:水筒持参の場合
 ◎濡れても良いナップサックに水筒を入れて歩く。
 ○ひも付きの水筒を肩から下げて歩く。
 ×手で持って歩く。



種類	・運動靴 ・普段はいている靴	・登山靴 写真	・ウォーターシューズ 写真	・上履き ・古靴 ・底がツルツルの靴	・サンダル ・ぞうり 写真
安全性					
特徴	底が厚く動きやすい。慣れている。	底が厚く動きやすい。滑りにくい。	底、生地が薄いため痛く、破れる可能性あり。	滑りやすい。底がツルツルは絶対にだめ。	直接肌が出てしまうため、認められない。

<資料7-2> 沢登りコース 危険箇所マップ



1歩ずつ足の踏み場を確かめよう。
 ◎「石や岩の角」を利用する。
 ◎「岩と岩の間」につま先を入れ



滝及びその下の滝つぼのような深い
 ぶちに気を付けよう。
 ◎水量に応じて回路を選択する。



急斜面に気を付けよう。
 ◎「両手」を使う。
 ◎「前かがみ」で登る。



積極的に水の中を歩こう。
 ◎「すり足、探り足」で水の中を確かめながら歩く。
 ◎水をよけるように岩から岩へジャンプしない。

＜資料7-4＞沢登り 緊急搬送マニュアル

確認	沢登り部隊	事務室本部
対応 1	沢登り中、傷病者発生	
	<p>A 事務室に事故発生の連絡をする</p> <p>① いつ ② どこで ③ 誰が（名前・性別） ④ どのようにして起きたのかを説明する</p> <hr/> <p>・指導者は、他参加者の動揺を避けるため、指導者間の情報を共有しながら、待機させる</p> <p>B 第一次救命処置と並行して、傷病者の事故原因や状況を確認し、二次災害を防止する</p> <p>・リーダーなどの役割分担を決めておく ・搬送に備え、傷病者の移動を補助することができる利用者を募る</p>	<p>A 連絡を受け傷病者の状況を確認 ※ 左記の①～④を確認</p> <p>B 状況を把握し以下の確認をする</p> <p>① 意識の有無 無の場合 ② 傷病の具合 無の場合 ※応急手当はできているか否か ③ 搬送ができるか否か ※搬送できる人数が確保できるか否か ※その場での待機または搬送させるかの判断 ④ 救急車の要請の有無 ← ※応援部隊を選出・出発 ⑤ 他の参加者の状況の把握と下山方法の確認</p>
対応 2	<p>C 1 搬送開始</p> <p>① 現時点での傷病者の状況を確認伝達 ② 搬送できる人数の伝達 ③ ルートの確認 ④ 必要備品の伝達 ⑤ 他の参加者の下山方法の伝達</p>	<p>C 1 搬送ができる場合</p> <p>① 現時点での搬送できる人数を把握 ② 合流するためのルートを送達 ③ 車両の駐車位置の伝達</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>《所員の救急隊が配置場所へ出発》 ※ 本部は出発した救急隊リーダーに左記の①～⑤の情報を伝達</p>
	<p>C 2 搬送できない場合</p> <p>① 現時点での傷病者の状況を確認伝達 ② 搬送できる人数の伝達 ③ 搬送ルートの確認 ④ 必要備品の伝達 ※ 傷病者を移動させられる場合は、安全な場所で待機</p>	<p>C 2 搬送できない場合</p> <p>① 現時点での搬送できる人数を把握 ② 待機場所の確認 ③ 待機場所へのルートの伝達 ④ 傷病者の状態の確認 ⑤ 救急隊との合流地点の確認(本部)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>《所員の応援部隊が配置場所へ出発》 ※ 本部は出発した応援部隊リーダーに左記の①～④を伝達</p>

<資料8> 関係機関一覧

関係機関名	電話番号	項目
聖隷三方原病院（代表）	4 3 6 - 1 2 5 1	病気・けが
細江警察署	5 2 2 - 0 1 1 0 (緊急時 1 1 0)	行方不明・猛獣出没・不審者
細江警察署引佐町交番	5 4 2 - 0 1 0 2	※最寄りの駐在所
北消防署（本署）	5 2 7 - 0 1 1 9 (緊急時 1 1 9)	火事・病気・けが
北消防署（引佐出張所）	5 4 4 - 0 5 4 1	火事・病気・けが
北行政センター地域振興担当 （区災害対策本部）	5 2 3 - 1 1 1 2	災害
浜松市引佐支所	5 4 2 - 1 1 1 2	災害
浜松市浜名土木整備事務所	5 2 3 - 2 9 7 0	土砂災害・道路
静岡県浜松土木事務所	4 5 8 - 7 2 6 8	土砂災害・道路
浜松市保健所浜北支所	5 8 5 - 1 3 9 8	食中毒
エムシーフードサービス	4 1 1 - 6 1 3 3	食堂管理責任者
浜松市新型コロナコールセンター （発熱等受診相談センター）	0 1 2 0 - 3 6 8 - 5 6 7	新型コロナウイルスに関する 問い合わせ（24時間受付）
天竜森林管理署	5 8 8 - 5 5 9 1	国有林管理者
浜松市教育委員会 指導課	4 5 7 - 2 4 1 1	所管課（施設担当部署）
（公財）浜松市スポーツ協会	4 1 1 - 8 6 8 6	指定管理者（本部） 食堂管理者

<資料9-1>

責任者	副責任者	維持管理 責任者	運営 責任者	作成者

事故発生状況報告書

履 歴	第 報	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分現在
発生日時	令和 年 月 日 ()	午前・午後 時 分
発生場所	施設名 : (現場状況 :)	
発 信 者	(指定管理者名) 担当 :	受 信 者 受信日時 _____ 課 応対 令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分

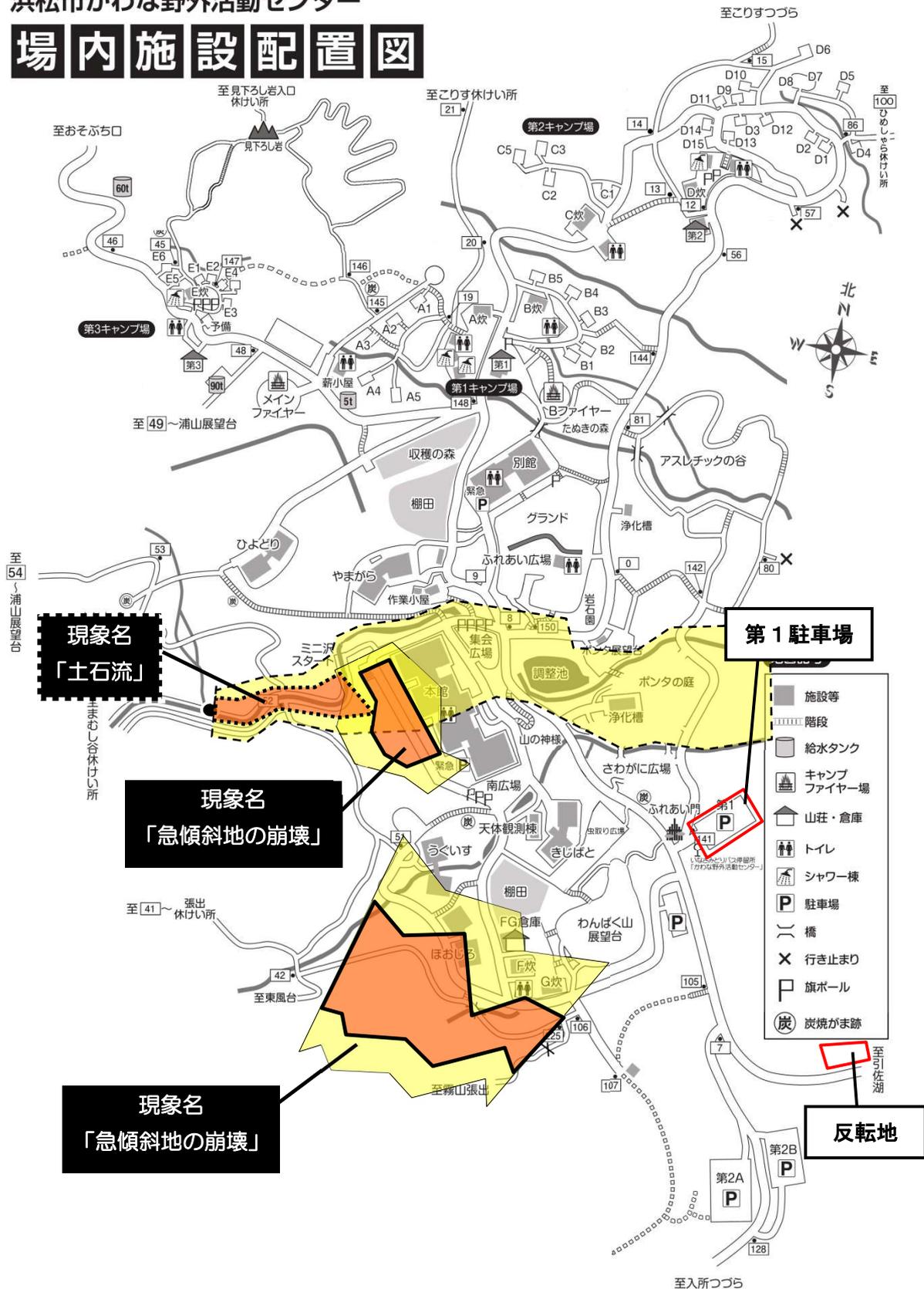
事故の状況	
応急対応の状況 今後の見通し	
備考	

※様式の項目等は、状況に応じて適宜追加してください。

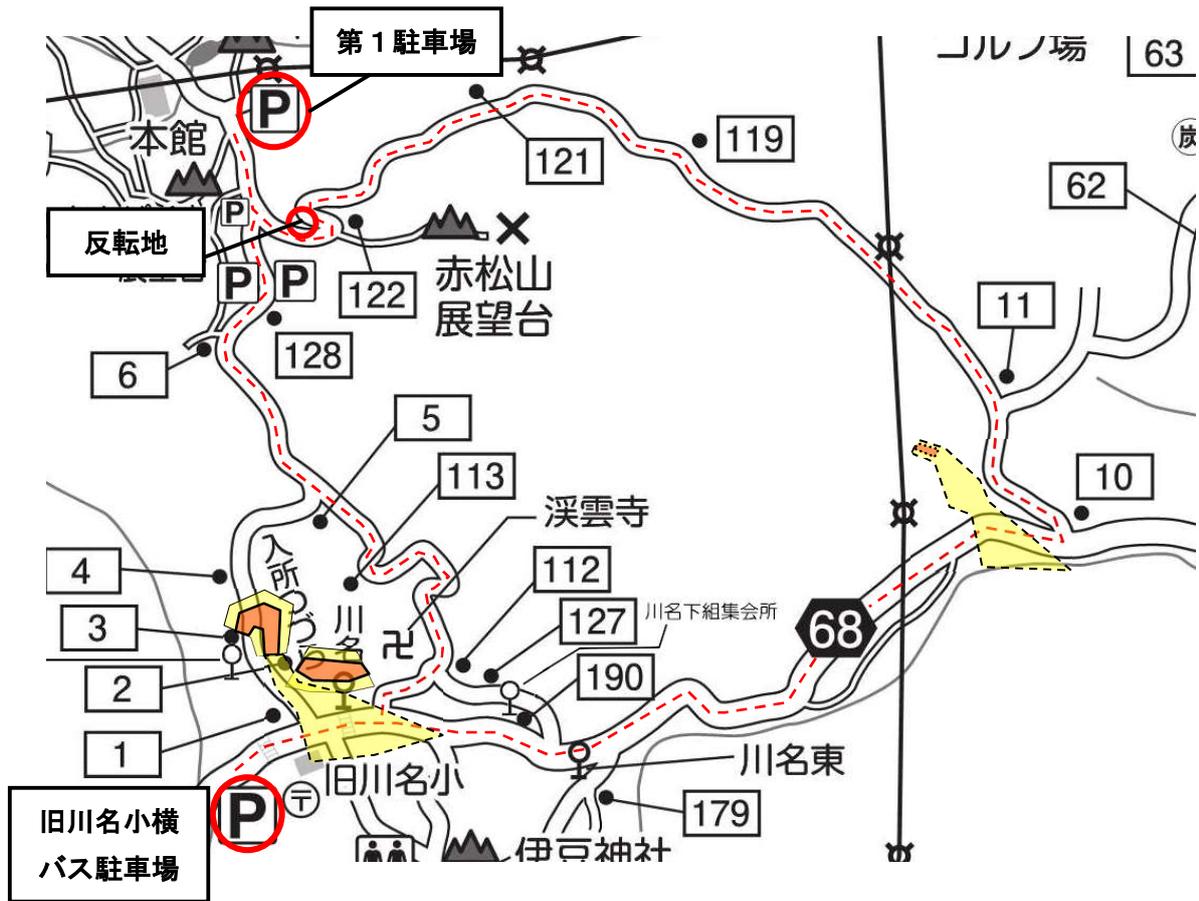
<資料10-1> 土砂災害警戒区域地図(かな野外活動センター本館周辺)

浜松市かな野外活動センター

場内施設配置図



<資料10-2> 土砂災害警戒区域地図(入所つづら周辺)



凡例

- 黄色・・・土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）
- 赤色・・・土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）
- 実線・・・現象名「急傾斜地の崩壊」
- 点線・・・現象名「土石流」
- 赤破線・・・入所つづらや車道が通れなかった際の迂回路

土砂災害（特別）警戒区域について

土砂災害防止法（H11施行）に基づいて指定された区域であり、上記地図上の区域は令和2年3月末の時点の区域である。

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。

土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。